

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	国民健康保険に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>【事務全体の概要】</p> <p>静岡市は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)(以下「国保法」という。)に基づき、医療保険制度を運営する保険者として国民健康保険を行うこととなっており、静岡市に住所を有する者(第6条に規定する適用除外に該当するものを除く)は国民健康保険の被保険者となる。</p> <p>国民健康保険の運営のため国保法の規定に基づき被保険者の資格管理、賦課管理、給付管理、徴収管理を行なう。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>事務全体に関する内容<ol style="list-style-type: none"><li>届出・申請の受理、確認</li><li>本人確認</li><li>住民登録外被保険者の個人番号の取得</li></ol></li><li>資格に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>医療保険喪失に伴う資格取得、転出・医療保険取得に伴う資格喪失</li><li>保険証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の交付(再交付含む)</li></ol></li><li>賦課に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>保険料の賦課額の決定</li><li>保険料の軽減、減免</li><li>国庫補助等の算定</li></ol></li><li>給付に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>療養費等の支給</li><li>給付の調整、過去の給付記録の確認</li><li>限度額適用認定証、標準負担額適用認定証の交付等</li></ol></li><li>徴収に関する事務<ol style="list-style-type: none"><li>保険料の特別徴収</li><li>保険料の徴収猶予</li></ol></li><li>情報提供に関する事務</li></ol> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号利用法という)第22条による特定個人情報の提供のため、内閣府の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーへ登録する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>オンライン資格確認等に関する事務</li></ol> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国保法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、静岡市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、静岡市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li><li>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、静岡市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、静岡市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li></ul>

③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
<b>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</b>		
<b>システム1</b>		
①システムの名称	国民健康保険システム	
②システムの機能	1 資格管理機能 被保険者情報を管理する機能。被保険者証等の発行に関する機能。 2 賦課管理機能 所得情報、世帯状況等から保険料の計算を行う。 3 給付管理機能 支給額の計算、給付履歴の管理、自己負担限度額区分等の管理を行う。 4 徴収管理機能 保険料の収入管理、還付、充当に関する管理、滞納情報に関する管理、督促状、催告書の発行に関する管理、滞納処分に関する管理を行う。	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（国民年金システム）	
<b>システム2～5</b>		
<b>システム2</b>		
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)	
②システムの機能	1 住民基本台帳情報の連携 住民記録システム(既存住基システム)で登録された異動情報を、他業務システムに提供する。 2 各種資格情報の連携 他業務システムで登録された各種資格情報を、住民記録システムに提供する。 3 符号取得 情報保有機関内で利用する「統合宛名番号」を付番後、中間サーバーに通知し、符号取得に必要な「処理通番」を取得後、住民記録システムに通知する。 4 宛名番号管理機能 統合宛名番号、個人番号、業務システムの個々の宛名番号を紐づけ、その情報を保管・管理する。 5 中間サーバー連携 統合宛名番号を利用し、中間サーバーに各種特定個人情報を照会・提供する。	
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー、税務・国保年金システム、証明発行システム、公営住宅管理システム、学齢簿システム、戸籍総合システム、健康推進システム、災害時要援護者避難支援管理システム、福祉総合システム、介護保険システム）	



システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	本人確認情報検索 住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
②システムの機能	<p>1. 資格継続業務</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>(3)給付に係る資格情報等の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、給付に係る資格情報のデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>2. 高額該当回数引継業務</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>*ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム7									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table><tbody><tr><td>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td></tr><tr><td>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td></tr><tr><td>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td><td>[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td></tr><tr><td>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</td><td></td></tr></tbody></table>	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )									
システム8									
システム9									
システム10									
システム11～15									
システム16～20									

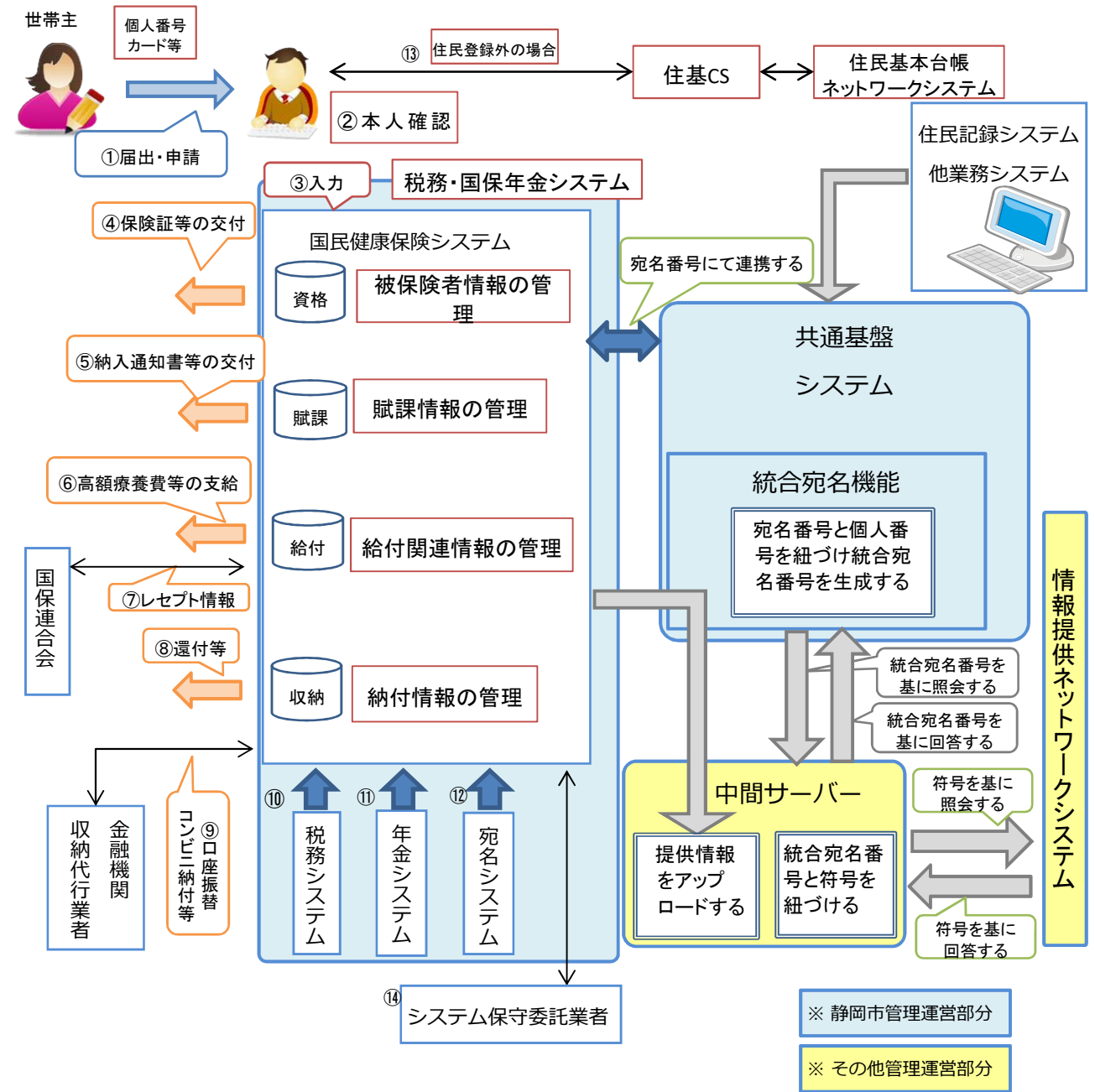
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1 健康保険の加入、脱退情報や被保険者に係る所得情報を情報照会を通して正確に把握し、適正な資格管理、保険料の賦課、療養の給付をする必要がある。</p> <p>2 受給資格の有無や自己負担限度額区分等を確認し、適切な給付事務を効率的に行う必要がある。</p> <p>3 番号利用法に基づき、本人確認及び情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>1 各事務における添付書類の削減により、被保険者の負担を軽減することができる。</p> <p>2 他の健康保険の状況を確認することにより、被保険者資格、療養給付支給等の適正化を行うことができる。</p> <p>3 地方税情報及び住民票情報を利用することにより、正確な賦課をすることができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 番号利用法 第9条(利用範囲)別表第1(30項)</p> <p>2 番号利用法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条1号、2号、3号、4号、5号、6号</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30</li> <li>・番号利用法 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 特定個人情報の提供ができる根拠</p> <p>(1) 番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第2(1項、2項、3項、4項、5項、6項、11項、14項、16項、17項、26項、30項、33項、39項、42項、58項、62項、66項、78項、80項、87項、93項、97項、106項、109項、120項)</p> <p>(2) 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条1号、2号、3号、4号、5号、6号</p> <p>2 特定個人情報の照会ができる根拠</p> <p>番号利用法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第2(42項、43項、44項、45項、121項)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国保法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課
②所属長の役職名	保険年金管理課長
8. 他の評価実施機関	



**(別添1) 事務の内容**

税務・国保年金システムと国民健康保険事務および関連システムとの関係


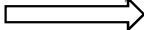
事務の内容 1-①

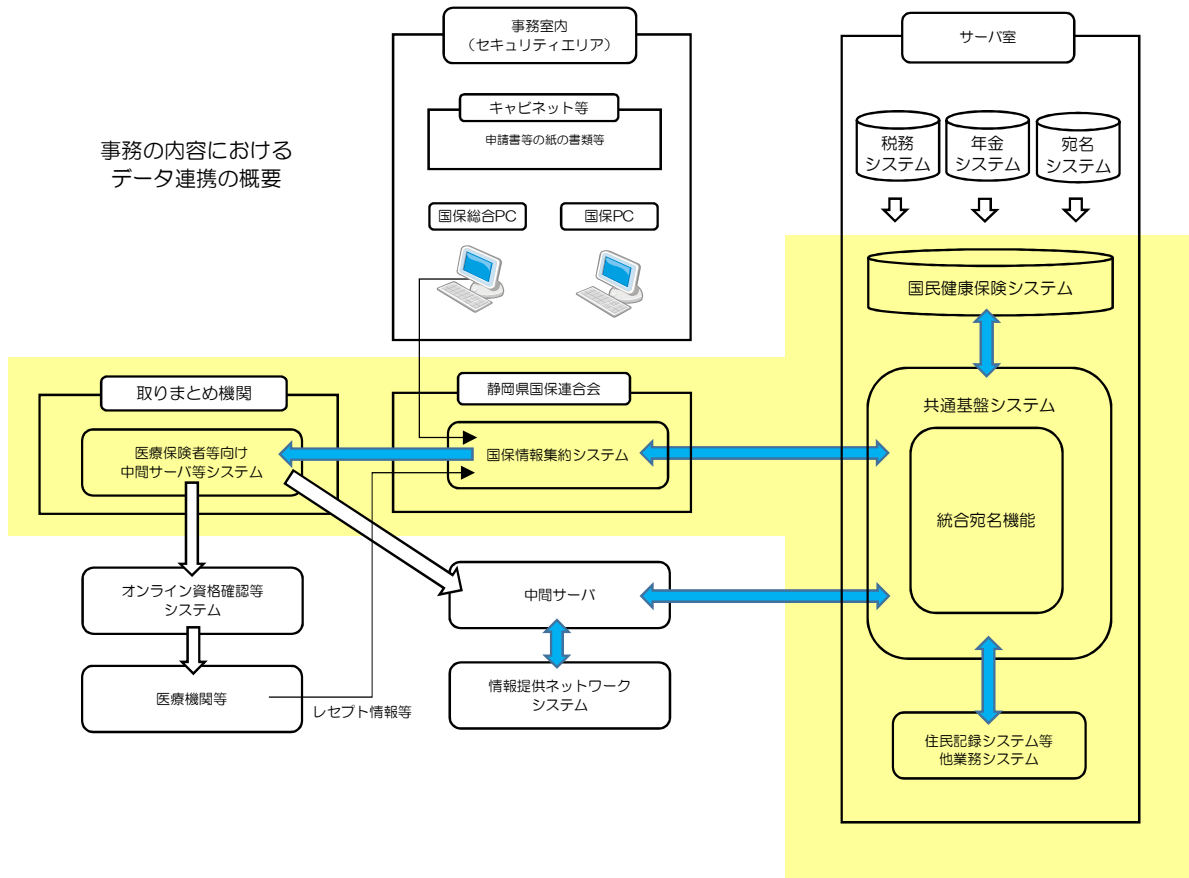


(備考)

- ①世帯主からの届出・申請(国民健康保険の加入・脱退、高額療養費の申請、減免の申請等)
- ②届出者の本人確認を行う。
- ③届出等の内容を国民健康保険システムに入力する。
- ④被保険者証、高齢受給者証等を世帯主宛てに交付する。
- ⑤世帯主宛てに納入通知書、更正決定通知書を送達する。
- ⑥高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等を支給する。
- ⑦国民健康保険団体連合会とレセプト情報等の授受を行う。
- ⑧過誤納による還付通知の発送等を行う。
- ⑨保険料の口座振替を金融機関に依頼し、結果を受け取る。コンビニ納付の情報を収納代行業者から受け取る。
- ⑩税務システムから市民税課税状況を手りする。
- ⑪年金の喪失情報等を取得する。
- ⑫宛名(住所情報等)を取得する。
- ⑬住民登録外の被保険者の情報を検索する。
- ⑭システムの保守を委託する。

(別添1) 事務の内容

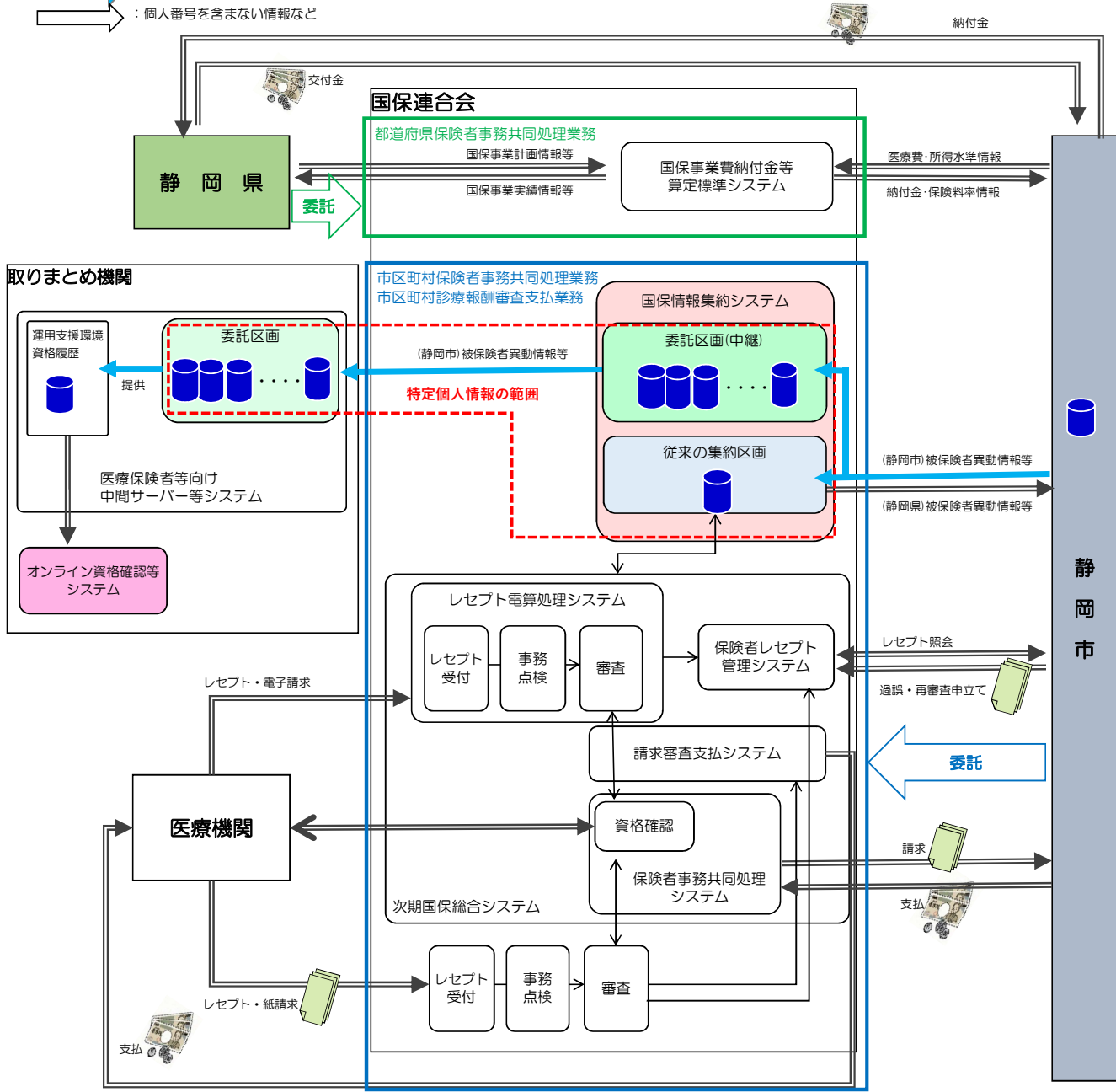
-  : 個人番号を含む情報
-  : 個人番号を含まない情報など




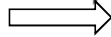
(備考)

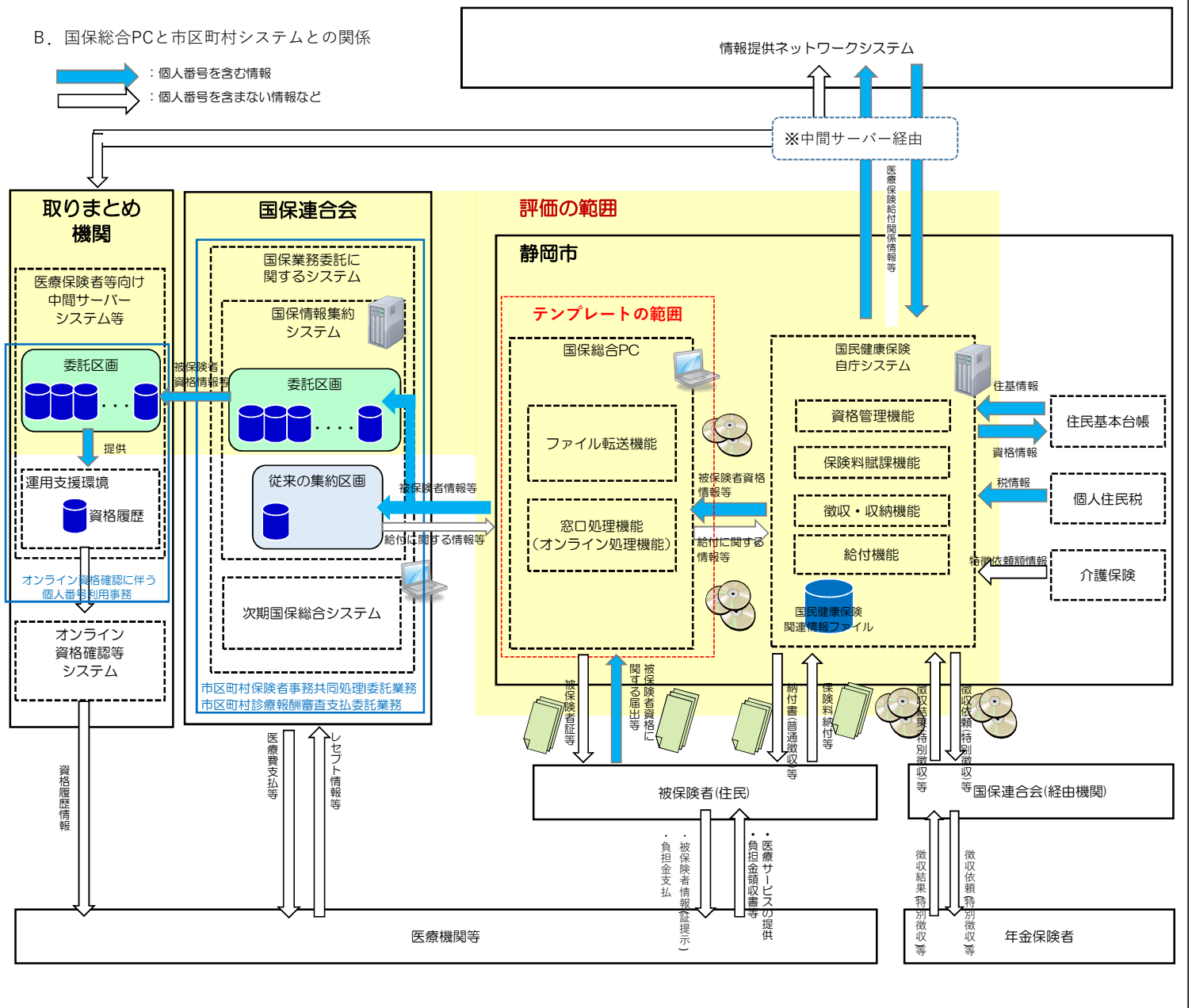
A. 国民健康保険の業務委託とシステムの関係

➡ : 個人番号を含む情報  
⇨ : 個人番号を含まない情報など



B. 国保総合PCと市区町村システムとの関係

 : 個人番号を含む情報  
 : 個人番号を含まない情報など



(備考)

## 1. 市区町村保険者事務共同処理業務

- 1-1.国民健康保険の被保険者資格等に関する情報を都道府県単位で管理するため、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務を実施する必要があり、これらの業務を行うために「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会へ委託する。
  - ・なお、「国保情報集約システム」では個人番号を用いるため、特定個人情報ファイルを使用し、特定個人情報保護評価が必要になる。
- 1-2.上述の他に、高額医療費共同事業、レセプト点検の支援等を委託するが、これらの業務を行う「国保総合システム」では個人番号を使用しない。
- 1-3.オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、  
国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。

## 2. 都道府県保険者事務共同処理業務

- ・静岡県が、国民健康保険の保険給付費(歳出)および国庫負担金や前期高齢者交付金等の歳入を推計し、保険料収納必要額を推計しその保険収納必要額を確保するために、所得水準に基づき市区町村ごとの保険料収納必要額を算定するとともに、標準保険料率を計算するための「国保事業費納付金等算定標準システム」の設置と運用を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務を行う国保事業費納付金等算定標準システムでは個人番号を使用しない。

## 3. 市区町村診療報酬審査支払業務

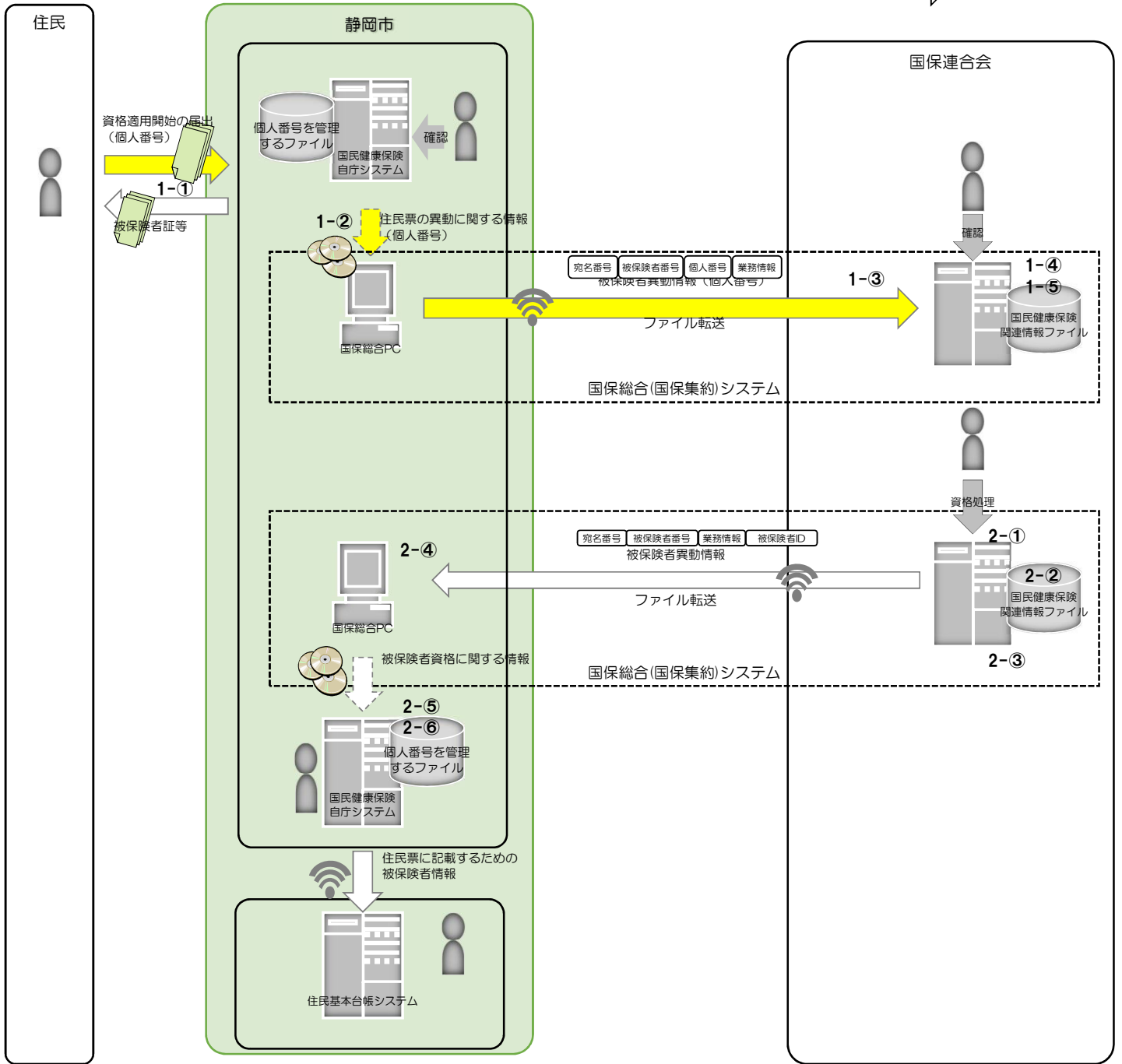
- ・保険医療機関等から提出される診療報酬等の審査支払を国保連合会に委託する。
- ・なお、本業務および本業務を行う「国保総合システム」では個人番号は使用しない。

## 4. オンライン資格確認の準備業務

- ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務  
オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理などを行う。
- ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務  
オンライン資格確認のための準備として、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。

1. 資格継続業務

→ : 個人番号を含む情報  
→ : 個人番号を含まない情報など



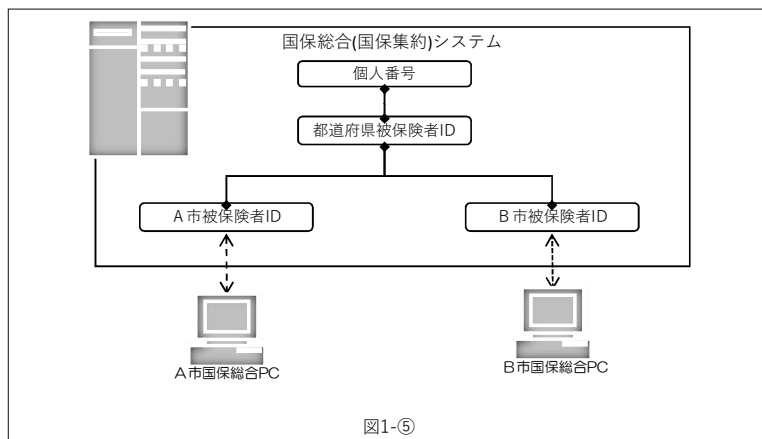
(備考)

## 1. 資格継続業務

- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が静岡県内の他市町へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得は発生しないが、保険料徴収等の事務の主体が市町であるため、資格の取得日・喪失日とは別に、自市で事務を行う対象の被保険者である期間を、市町は適用開始日と適用終了日で管理することになる。
- ・国民健康保険の被保険者資格が静岡県内の他市町へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、被保険者の住所異動に関する情報を市町が国保総合(国保集約)システムに送信することで、国保総合(国保集約)システム上では、転出地市町から送付された被保険者情報と転入地市町から送付された被保険者情報から、被保険者資格の取得や喪失の事務を行うことになる。
- ・また、市町では住民基本台帳に被保険者資格の取得日や喪失日を記載する必要があるため、同日付の情報を国保総合(国保集約)システムから入手した上で、住民票に記載を行うことになる。

### (1)被保険者異動情報等の送信

- 1-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、自庁システムに当該情報を登録する。住民には、必要に応じて被保険者証等を交付する。
- 1-②自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、国保総合PCに移入する。
- 1-③国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 1-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 1-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市町から送信された当該情報に含まれる「個人番号」によって同一人の判断・確認を行う。  
また、個人番号の漏洩リスクを低減させるため、都道府県単位で被保険者別に付与された都道府県被保険者IDと、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDとが紐付けられて、国保総合(国保集約)システム上でそれらの被保険者IDと関係性が管理される。

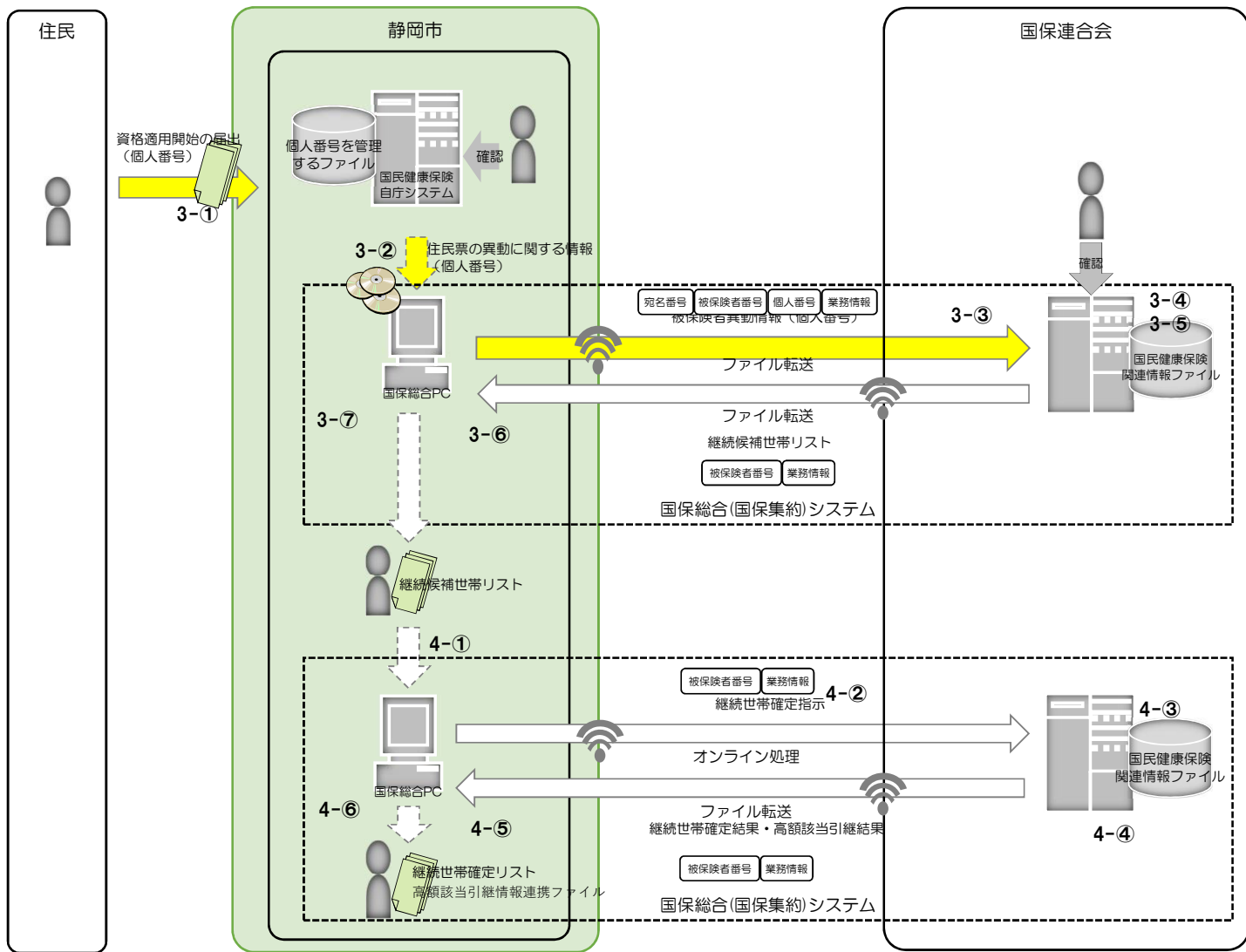


### (2)被保険者異動情報の受信

- 2-①(1)において国保総合PCから国保連合会の国保総合(国保集約)システムに送信された「被保険者異動情報」により、県内の市町間を転居した場合には、転出市町と転入市町の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間等を国保総合(国保集約)システムによってチェックする。  
また、国保総合(国保集約)システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・継続等に関する処理を行う。
- 2-②国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、市区町村別かつ被保険者別に付与された市区町村被保険者IDに、都道府県被保険者IDが紐付き、さらに、都道府県被保険者IDには個人番号が紐付されている。
- 2-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムには、都道府県単位の被保険者異動情報が管理される。
- 2-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムから国保総合PCに、被保険者異動情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル)を配信する。
- 2-⑤静岡市では、国保総合PCから被保険者異動情報を電子媒体等に移出し、自庁システムに移入する。
- 2-⑥自庁システムでは、移入された被保険者異動情報に基づいて、同システムの県単位の被保険者異動情報を更新する。  
静岡市では、すでに被保険者異動情報が管理されているため、そこに県単位の被保険者異動情報を追加して管理する。

2. 高額該当の引き継ぎ業務

→ : 個人番号を含む情報  
→ : 個人番号を含まない情報など





(備考)

## 2. 高額該当回数の引き継ぎ業務

- ・高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度であり、当月を含む直近12ヶ月間にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合は、その月(4回目)以降の高額療養費の支給額が増加(自己負担限度額を引き下げ)するため、高額該当回数を引き継ぐ必要がある。
- ・国民健康保険の被保険者資格は都道府県単位で管理され、被保険者が静岡県内の他市町へ住所異動した場合は、被保険者資格の喪失・取得が生じないため、転出地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数を転入地に引き継ぎ、前住所地から通算することになる。
- ・なお、高額療養費制度は世帯単位のため、転出入と同時に世帯の分離や合併等が生じた場合は、どの世帯へ多数回該当に係る該当回数を引き継ぐのか判断を行うことになる。


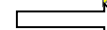
### (3)継続候補世帯の抽出

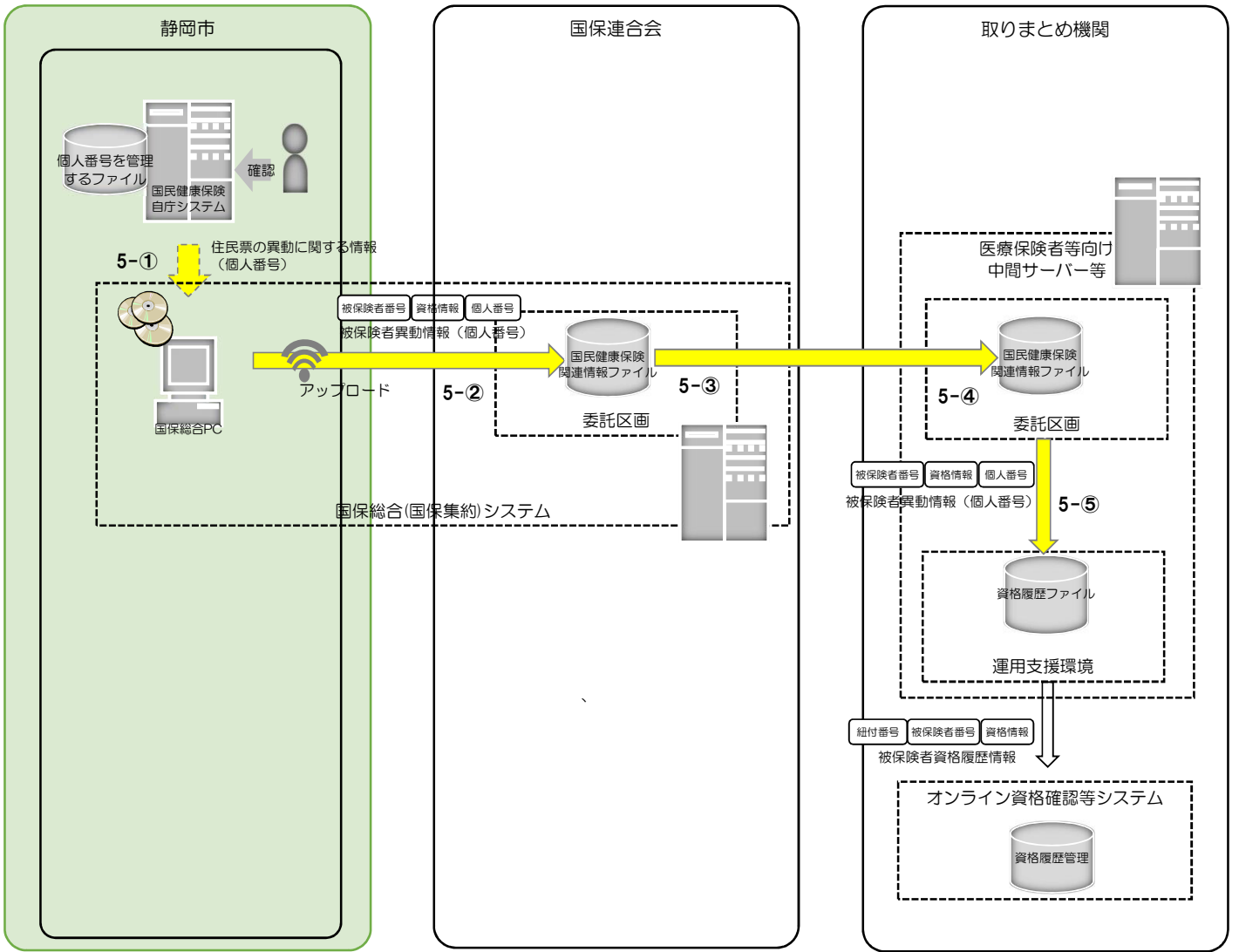
- 3-①市民等から国民健康保険の被保険者資格に関する資格適用開始の届出を入手し、自庁システムに当該情報を登録する。
- 3-②自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。  
電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、国保総合PCに移入する。
- 3-③国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。
- 3-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送信された「被保険者異動情報」に基づいて、同システムで継続候補世帯を抽出する。
- 3-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続候補世帯リスト情報が作成される。
- 3-⑥国保連合会の国保総合(国保集約)システムから国保総合PCに、継続候補世帯リストを配信する。
- 3-⑦静岡市において、国保総合PCに表示した情報を確認し、継続候補世帯リストの印刷を行う。

### (4)継続世帯の確定および高額該当回数の引き継ぎ

- 4-①継続候補世帯リストを見て、継続世帯を判断した上で、国保総合PCに必要事項を登録し、継続世帯の確定指示を行う。
- 4-②国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯の確定指示が送信される。
- 4-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムでは、送付された確定指示に基づいて、同システムで継続世帯の確定が実施される。  
また、確定された継続世帯の情報に基づいて、同システムで高額該当情報の引き継ぎが実施される。
- 4-④国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果が作成される。
- 4-⑤国保連合会の国保総合(国保集約)システムから国保総合PCに、継続世帯確定結果および高額該当引継結果を配信する。
- 4-⑥静岡市において、国保総合PCに表示した情報を確認し、継続世帯が確定したことを確認し、継続世帯確定リストの印刷を行う。  
また、静岡市において、国保総合PCに表示した情報および高額該当引継情報連携ファイルを確認し、高額該当情報が引き継がれたことを確認する。

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

 : 個人番号を含む情報  
 : 個人番号を含まない情報など



(備考)

3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供

- ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、医療保険者等向け中間サーバー等にて加入者の資格履歴情報の管理を行う。
- ・上述の資格履歴情報の管理を行うため、静岡市において被保険者情報等を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ情報登録を行う。

(5)被保険者異動情報等の送信

5-①自庁システムから、異動があった被保険者とその世帯に属するすべての被保険者(擬制世帯主を含む)についての被保険者異動情報

(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を作成する。

電子媒体等に移出した被保険者異動情報データを、国保総合PCに移入する。

5-②国保総合PCから、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに、個人番号を含む「被保険者異動情報」が送信される。

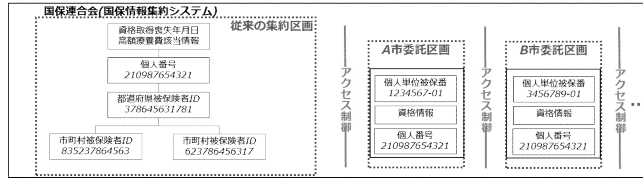
5-③国保連合会の国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市町から送信された「被保険者異動情報」に基づいて、

同区画の情報を更新し、更新後の同区画の情報から医療保険者等向け中間サーバー等

システムへ送付するための「被保険者異動情報」を作成、医療保険者等向け中間サーバー等へ送信される。

国保総合(国保集約)システムの委託区画では、市町ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、区画ごとにアクセス制御を行うため

国保総合(国保集約)システム内では、特定個人情報に関する機関間(市町間)の提供等は発生しない。



5-④医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画では、国保総合(国保集約)システムから受信した「被保険者異動情報」に基づいて、

同システムの当該情報を更新する。

医療保険者等向け中間サーバー等システムでは、市区町村ごとに論理的に区分された区画に資格情報が恒久的に保存されるが、

区画ごとにアクセス制御を行うため、特定個人情報の機関間の提供等は発生しない。

5-⑤医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画の「被保険者異動情報」に基づいて、同システムの運用支援環境において、委託区画から

取得した「被保険者異動情報」を資格履歴ファイルに格納することで、静岡市から取りまとめ機関へ特定個人情報の機関間提供が発生する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	静岡市が行う国民健康保険の被保険者(国保資格喪失者等も含む)、擬制世帯主(国保資格を有していない世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に1人存在している者)
その必要性	正確かつ公平・公正な賦課、徴収及び給付等の国民健康保険事務を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 その他識別情報 個人の情報を検索するため。他の庁内連携システムとの紐付けのため。</li> <li>2 4情報、その他住民票関係情報 本人確認及び資格確認、納付通知書、保険証等の発送のため。</li> <li>3 連絡先 被保険者等に連絡、問合せをする際に必要であるため。</li> <li>4 地方税関係情報 保険料の賦課、給付割合の判定等のために必要であるため。</li> <li>5 医療保険関係情報 資格確認、療養の給付等に必要であるため</li> <li>6 児童福祉・子育て関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報 他制度を確認し、重複給付排除等の調整を行うために必要であるため。</li> <li>7 介護・高齢者福祉関係情報 他保険制度を確認し、介護2号適用除外者を管理する。高額医療・高額介護合算の給付額の決定のため。</li> <li>8 雇用・労働関係情報 国保加入に伴い、他保険の退職事由を判定し、失業軽減措置を図るために必要であるため。</li> <li>9 年金関係情報 年金関係情報を確認し、退職者医療制度該当の有無を判定するため。保険料の特別徴収に必要であるため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課、 葵区役所保険年金課、 駿河区役所保険年金課、 清水区役所保険年金課、 葵区役所井川支所、 駿河区役所長田支所、 清水区役所蒲原支所、 城東保健福祉エリア、 リンク西奈、 藁科保健福祉センター、 大里複合施設、 駿河消防署東豊田出張所、 興津生涯学習交流館

3. 特定個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（住民基本台帳システム、市民税課、介護保険課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（国保連合会）						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（共通基盤システム）						
③入手の時期・頻度	1 本人又は本人の代理人 国民健康保険に関する届出を受けた都度 2 評価実施期間内の他部署 (1) 個人番号について、住民記録システムにて異動した都度入手。 (2) 市民税課より市民税課税データを毎月入手。 (3) 介護保険課より高額介護合算情報を毎月入手。 3 地方公共団体 他市区町村からの転入に伴い必要となる加入世帯の所得情報を照会する都度 4 各保険者等 加入・脱退で資格の確認が必要になる都度						
④入手に係る妥当性	1 本人又は本人の代理人(入手方法:紙、時期・頻度:届出都度) 国保法第9条の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主には国民健康保険に関して必要な事項を所定の用紙で届け出するため。 2 評価実施期間内の他部署 (1) 個人番号について(入手方法:庁内連携システム、時期・頻度:異動の都度) 異動の都度情報を更新、庁内連携システムにて入手することが効率的であるため。 (2) 課税情報について(入手方法:庁内連携システム、時期・頻度:毎月) 月一回の納期に合わせ毎月行う。庁内連携システムにて入手することが効率的であるため。 3 地方公共団体(入手方法:情報提供ネットワークシステム、時期・頻度:他市区町村からの転入手続きの都度) 他市区町村からの転入に伴い保険料の賦課のために加入世帯の所得情報を把握する必要があるため。 4 各保険者等(入手方法:情報提供ネットワークシステム、時期・頻度:被保険者の加入脱退の手続きにおいて、他保険の資格状況が必要となる都度) 被保険者の資格取扱いを適正に行うために必要となる。						
⑤本人への明示	<b>【本人又は本人の代理人による届出(紙)】</b> 国保法第9条にある世帯主の届出に関する義務による特定個人情報の入手であるため利用目的は明らかである。 <b>【評価実施期間内の他部署(庁内連携システム)】</b> 番号利用法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。とある。 <b>【情報提供ネットワークシステム】</b> 番号利用法第19条第8号による。						
⑥使用目的 ※	国民健康保険事業に係る資格・給付・賦課・徴収業務をを適正かつ効率的に行うとともに、被保険者の添付書類の省略などの利便性の向上を図ることを目的とする。						
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—				
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課、葵区役所保険年金課、駿河区役所保険年金課、清水区役所保険年金課、葵区役所井川支所、駿河区役所長田支所、清水区役所蒲原支所、城東保健福祉エリア、リンク西奈、薬科保健福祉センター、大里複合施設、駿河消防署東豊田出張所、興津生涯学習交流館</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td> <b>&lt;選択肢&gt;</b>                1) 10人未満                2) 10人以上50人未満                3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満                5) 500人以上1,000人未満                6) 1,000人以上             </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課、葵区役所保険年金課、駿河区役所保険年金課、清水区役所保険年金課、葵区役所井川支所、駿河区役所長田支所、清水区役所蒲原支所、城東保健福祉エリア、リンク西奈、薬科保健福祉センター、大里複合施設、駿河消防署東豊田出張所、興津生涯学習交流館	使用者数	<table border="1"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td> <b>&lt;選択肢&gt;</b>                1) 10人未満                2) 10人以上50人未満                3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満                5) 500人以上1,000人未満                6) 1,000人以上             </td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課、葵区役所保険年金課、駿河区役所保険年金課、清水区役所保険年金課、葵区役所井川支所、駿河区役所長田支所、清水区役所蒲原支所、城東保健福祉エリア、リンク西奈、薬科保健福祉センター、大里複合施設、駿河消防署東豊田出張所、興津生涯学習交流館						
使用者数	<table border="1"> <tr> <td>[ 100人以上500人未満 ]</td> <td> <b>&lt;選択肢&gt;</b>                1) 10人未満                2) 10人以上50人未満                3) 50人以上100人未満                4) 100人以上500人未満                5) 500人以上1,000人未満                6) 1,000人以上             </td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
[ 100人以上500人未満 ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						

<p>⑧使用方法 ※</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本人確認を行う</li> <li>2 被保険者の資格確認を行う</li> <li>3 被保険者に療養費等の給付を行う</li> <li>4 保険料の賦課徴収を行う</li> <li>5 保険料の軽減判定等を行う</li> </ol>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>内部識別番号である宛名番号と紐づけ住民票情報と突合を行う</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人番号による統計は行わない</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>被保険者資格証明書の交付、国民健康保険料の決定、一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料の控除</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 7 ) 件
委託事項1	税務・国保年金システム等運用支援業務
①委託内容	国民健康保険システムを含む税務・国保年金システムのプログラム修正などを含む運用及び保守を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	税務・国保年金システムに登録されている者(住民登録の有無は問わない)
その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害発生時及びシステムの運用保守作業を行う場合にのみ当該システムを直接操作する。 )
⑤委託先名の確認方法	1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
再委託 ⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2～5	
委託事項2	住民情報システム等オペレーション業務
①委託内容	運用スケジュールに合わせたバッチ処理の実行及び実行処理に関する監視を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	バッチ処理により出力される国民健康保険に係る帳票(各課等での打出しを除く)作成の対象となる者
その妥当性	バッチ処理により出力される帳票の確認を行う必要があるため。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上



④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		電算帳票の事後処理業務
①委託内容		バッチ処理により出力された国民健康保険に係る帳票の裁断及び圧着などの事後処理を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	バッチ処理により出力された国民健康保険に係る帳票の対象となる者
	その妥当性	バッチ処理により出力された国民健康保険に係る帳票の事後処理を行う必要があるため
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		公益社団法人静岡市シルバー人材センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容	<p>・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引継業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市町より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。</p>	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体</p> <p>2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	静岡市が行う国民健康保険の被保険者(国保資格喪失者等も含む)、擬制世帯主(国保資格を有していない世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に1人存在している者)	
その妥当性	<p>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</p> <p>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</p> <p>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</p> <p>・「国保法第110条」によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</p> <p>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</p>	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑤委託先名の確認方法	<p>1 市ホームページにより確認</p> <p>2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認</p>	
⑥委託先名	国保連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>[ <input type="checkbox"/> 再委託する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他静岡市のセキュリティポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引継業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など。

委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	静岡市が行う国民健康保険の被保険者(国保資格喪失者等も含む)、擬制世帯主(国保資格を有していない世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に1人存在している者)
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		国保連合会(国保連合会は、国保中央会に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない [ <input type="checkbox"/> 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他静岡市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)

委託事項6～10			
委託事項6	医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務		
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	静岡市が行う国民健康保険の被保険者(国保資格喪失者等も含む)、擬制世帯主(国保資格を有していない世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に1人存在している者)	
	その妥当性	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認		
⑥委託先名	支払基金		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他静岡市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。 ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	
委託事項7	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務		
①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)		

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者</li> </ul> <p>* 国保法第五条から第六条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国保法第110条」によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継業務及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	
⑥委託先名	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない [ <input type="checkbox"/> 再委託する ]
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他静岡市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、裁決等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>

⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
<b>委託事項11～15</b>	
<b>委託事項16～20</b>	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 27 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	番号利用法第19条第8号別表第2に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	静岡市が行う国民健康保険の被保険者(国保資格喪失者等も含む)、擬制世帯主(国保資格を有していない世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に1人存在している者)
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
移転先1	保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課
①法令上の根拠	番号利用法9条第1項別表第1(第68項)
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)
③移転する情報	被保険者に係る資格情報及び給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		静岡市が行う国民健康保険の被保険者(国保資格喪失者等も含む)、擬制世帯主(国保資格を有していない世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に1人存在している者)	
⑥移転方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線
		[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール	[ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ	[ <input type="checkbox"/> ] 紙
		[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		月1～3回	
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<p>【静岡市における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</li> <li>・サーバーへのアクセスは、ID/パスワードによる認証が必要である。</li> <li>・申請書及び届出書等の紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管し、廃棄する際は溶解処理を行う。</li> </ul> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>	
②保管期間	期間	[ 20年以上 ]	<選択肢> 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年 7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	1 資格情報 消去しない 2 賦課・徴収、給付情報 現年度分及び過去5年度分を保管。ただし、過去5年度分を超える分であっても、保険料の滞納がある場合は賦課・徴収情報をその年度の滞納がなくなった年度の翌々年度まで保管する。	
③消去方法		1 静岡市における措置 (1)データベースに格納されている保管期間の経過した特定個人情報は、システム上の処理で一括消去する。 (2)ディスク交換やハード更改などの際は、保存された情報が読み出しできないように物理的破壊又は専用ソフトなどを利用して完全に消去する。	
		2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
7. 備考			

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【国保資格DB】

最終証記号番号(静岡地区), 最終証記号番号(清水地区), 旧静岡最終証番号, 旧清水最終証番号, 手動付番証番号最小値(静岡地区), 手動付番証番号最大値(静岡地区), 手動付番証番号最小値(清水地区), 手動付番証番号最大値(清水地区), 資格証最終番号, 証有効期限, 前期年齢到達処理日, 前期一斉切替日, 介護取得基準月, 医療喪失基準月, 短期証有効期限, 証記号番号, 枝番号, 主個人番号, 異動日, 異動先町コード, 異動元町コード, 証記号番号, 個人番号, 資格取得時被保番号, 証記号番号1, 被保番号1, 通番1, 証記号番号2, 被保番号2, 通番2, 証記号番号, 最終枝番号, 証登録順番管理, 証番号喪失区分, 被保最終番号, FILLER, 証記号番号, 枝番号, 旧市コード, 町名コード, 証登録順番, 国保世帯喪失区分, 世帯取得日, 世帯喪失日, 一般退職世帯区分, 課税表示, 世帯分類, 世帯区分, 普擬区分, 一般被保険者数, 退職被保険者数, 介護被保険者数, 主個人番号, 世帯主被保レコードのキー, 電話番号, 電話区分, 証交付数, 証回収数, 一般証交付年月日, 一般証再交付年月日, 一般証回収年月日, 退職証交付年月日, 退職証再交付年月日, 退職証回収年月日, 公示送達日, 公示送達解除事由, 証滅失年月日, 前期高齢者数, 前期世帯区分, 乙入力フラグ, 担当者コード, 保険証種別, 短期証交付日, 短期証有効期限, 弁明通知発送日, 弁明通知発送担当者コード, 返還請求発送日, 返還請求発送担当者コード, 資格証交付日, 資格証有効期限, 発行年元号, 発行年, 部内コード, 通番, 保険証交付日, 保険証有効期限, 最終履歴レコード番号, 強制入力データ, 覚書, 被保最終番号, 処理年月日, 処理時間, 前期高齢者強制入力区, 前期区分変更年月日, 証区分, 記載被保険者数, 氏名, 世帯構成員番号, 証交付区分, 証交付年月日, 有効期限, 証回収区分, 証回収年月日, 証戻り日, 処理年月日, 処理時間, 前期高齢者負担割合, 前期高齢者証発効日, 前期高齢者括弧内負担割合, 前期高齢者括弧内有効期限, 証交付保険者, 証交付区, 被保番号, 前期該当区分, 退職該当区分, 学遠区分, 氏名カナ, 履歴番号, 保険証種別, 証交付日, 有効期限, 発行元号, 発行年, 部内コード, 通番, 更新事由, 解除理由, 担当者コード, 弁明通知発送日, 弁明通知発送担当者コード, 返還請求発送日, 返還請求発送担当者コード, 個人番号, 個人登録順番管理, 得喪履歴順番管理, 個人喪失区分, 証記号番号2, 被保番号2, 通番2, 証記号番号1, 被保番号1, 通番1, 証番号, 枝番, 被保番号, 資格取得時被保番号, 個人番号, 個人登録順番, 得喪履歴順番, 生年月日(介護用), マル学マル遠区分, 学遠非該当予定日, 広域取得年月日, 広域取得事由, 広域取得届出年月日, 広域喪失年月日, 広域喪失事由, 広域喪失届出年月日, 非自発的失業開始日, 空白, 覚書, 資格区分, 資格区分(静岡市), 喪失前資格区分, 続柄区分, 続柄コード, 取得年月日, 取得事由, 取得届出年月日, 喪失年月日, 喪失事由, 喪失届出年月日, 退職本人扶養区分, 退職被保険者との続柄, マル退該当年月日, マル退該当届出年月日, マル退非該当年月日, マル退非該当届出年月日, マル退異動区分, 介護資格取得年月日, 介護資格取得事由, 介護資格取得届出年月日, 介護資格喪失年月日, 介護資格喪失事由, 介護資格喪失届出年月日, 市町村被保険者ID, 前期高齢者該当日, 前期高齢者非該当日, 適用除外事由, 適用除外年月日, 解除事由, 解除年月日, 退職履歴番号管理, 介護履歴番号管理, 異動年月日, 異動事由, 異動届出年月日, 処理年月日, 処理時間, 旧国保開始年月日, 旧国保終了年月日, 旧被扶養者開始年月日, 旧被扶養者終了年月日, 旧被扶養区分, 証番号, 枝番, 被保番号, 退職履歴番号, 介護履歴番号, 資格取得時被保番号, 個人番号, 得喪履歴順番, マル学マル遠区分, 学遠非該当予定日, 広域取得年月日, 広域取得事由, 広域取得届出年月日, 広域喪失年月日, 広域喪失事由, 広域喪失届出年月日, 非自発的失業開始日, 資格区分, 資格区分(静岡市), 喪失前資格区分, 続柄区分, 続柄コード, 取得年月日, 取得事由, 取得届出年月日, 喪失年月日, 喪失事由, 喪失届出年月日, 退職本人扶養区分, 退職被保険者との続柄, マル退該当年月日, マル退該当届出年月日, マル退非該当年月日, マル退非該当届出年月日, マル退異動区分, 介護資格取得年月日, 介護資格取得事由, 介護資格取得届出年月日, 介護資格喪失年月日, 介護資格喪失事由, 介護資格喪失届出年月日, 異動年月日, 異動事由, 異動届出年月日, 処理年月日, 処理時間, 旧国保開始年月日, 旧国保終了年月日, 旧被扶養開始年月日, 旧被扶養終了年月日, 旧被扶養区分, 履歴区分, 該当日, 非該当日, 医認NO, 自市他市区区分, 処理年月日, 処理時間, 被保番号, 該当届出日, 非該当届出日





(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【調定DB】

基本一ロケーション番号, 基本一証記号番号, 基本一証記号番号1, 基本一証記号番号枝番, 基本一賦課年度, 基本一旧市区分, 基本一当初区コード, 基本一料税区分, 基本一世帯主世帯構成員番号, 基本一賦課地コード, 基本一サブレージ内最新履歴番号, 基本一運用区分, 基本一2割軽減対象フラグ, 基本一2割軽減申請書作成日, 基本一当初時配達記録区分, 賦課一ロケーション番号, 賦課一証記号番号, 賦課一証記号番号1, 賦課一証記号番号枝番, 賦課一賦課年度, 賦課一履歴番号, 賦課一賦課異動日, 賦課一世帯構成員番号主, 賦課一増額可能年度区分, 賦課一減額可能年度区分, 賦課一更正開始期区分, 賦課一期別変更前調定事由, 賦課一期別変更前定額更正区分, 賦課一期別変更前賦課調定額, 賦課一期別変更前調定額, 賦課一期別収入額, 賦課一期別納期限, 賦課一期別変更前調定区, 賦課一特徴期別変更前調定事由, 賦課一特徴期別変更前定額更正区分, 賦課一特徴期別変更前賦課調定額, 賦課一特徴期別変更前調定額, 賦課一特徴期別収入額, 賦課一特徴期別納期限, 賦課一特徴期別変更前調定区, 賦課一随1変更前調定事由, 賦課一随1変更前定額更正区分, 賦課一随1変更前賦課調定額, 賦課一随1変更前調定額, 賦課一随1収入額, 賦課一随1変更前調定区, 賦課一随2変更前調定事由, 賦課一随2変更前定額更正区分, 賦課一随2変更前賦課調定額, 賦課一随2変更前調定額, 賦課一随2収入額, 賦課一随2変更前調定区, 賦課一随3変更前調定事由, 賦課一随3変更前定額更正区分, 賦課一随3変更前賦課調定額, 賦課一随3変更前調定額, 賦課一随3収入額, 賦課一随3変更前調定区, 賦課一不納欠損期フラグ, 賦課一通知書CD, 賦課一送付先町コード, 賦課一期別変更有無表示, 賦課一期別変更後調定事由, 賦課一期別変更後定額更正区分, 賦課一期別変更後賦課調定額, 賦課一期別変更後調定額, 賦課一期別変更後過不足額, 賦課一期別変更後調定区, 賦課一特徴期別変更有無表示, 賦課一特徴期別変更後調定事由, 賦課一特徴期別変更後定額更正区分, 賦課一特徴期別変更後賦課調定額, 賦課一特徴期別変更後調定額, 賦課一特徴期別変更後過不足額, 賦課一特徴期別変更後調定区, 賦課一随1変更有無表示, 賦課一随1変更後調定事由, 賦課一随1変更後定額更正区分, 賦課一随1変更後賦課調定額, 賦課一随1変更後調定額, 賦課一随1収入額, 賦課一随1変更後調定区, 賦課一随2変更有無表示, 賦課一随2変更後調定事由, 賦課一随2変更後定額更正区分, 賦課一随2変更後賦課調定額, 賦課一随2変更後調定額, 賦課一随2収入額, 賦課一随2変更後調定区, 賦課一随3変更有無表示, 賦課一随3変更後調定事由, 賦課一随3変更後定額更正区分, 賦課一随3変更後賦課調定額, 賦課一随3変更後調定額, 賦課一随3収入額, 賦課一随3変更後調定区, 賦課一全喪月区分, 賦課一変更後賦課異動日, 賦課一変更後賦課事由, 賦課一変更後徴収賦課額, 賦課一変更後過年度賦課額, 賦課一変更後切捨端数額, 賦課一変更後軽減前均等割額, 賦課一変更後軽減前所得割額, 賦課一変更後軽減前資産割額, 賦課一変更後軽減前平等割額, 賦課一変更後軽減前算出額, 賦課一変更後軽減前見かけ限度超, 賦課一変更後軽減前賦課軽減割合, 賦課一変更後減額賦課実質軽減額, 賦課一変更後減額賦課見かけ軽減, 賦課一変更後月別賦課標準被保数, 賦課一変更後月別市民税所得割額, 賦課一変更後月別固定資産税額, 賦課一変更後月別旧国保被保数, 賦課一変更後月別旧国保新規該当数, 賦課一変更後月別平等割半額対象月, 賦課一現年度分調定表示, 賦課一現年度分変更後保険料, 賦課一年間額変更後賦課調定額, 賦課一年間額変更後調定額, 賦課一運用区分, 賦課一徴収方法コード, 賦課一徴収方法銀行コード, 賦課一徴収方法支店コード, 賦課一徴収方法預金種別, 賦課一徴収方法口座番号, 賦課一徴収方法口座名義人, 賦課一徴収方法口座受付番号, 賦課一徴収方法口座受付日, 賦課一減額コード, 賦課一認定区分, 賦課一減額認定所得金額, 賦課一減額認定時人数, 賦課一マル退表示, 賦課一増減軽減事由, 賦課一増減定更事由, 賦課一変更後軽減前実質限度超, 賦課一緩和増額分2分の1, 賦課一変更後実質緩和額, 賦課一期別変更前再発行回数, 賦課一期別変更後再発行回数, 賦課一変更後月別旧国延長被保数, 賦課一変更後月別旧国延長新規該当, 賦課一変更後月別平等割4半対象月, 賦課一調定事由, 賦課一更正理由, 賦課一特徴普徴切替事由, 賦課一随時1賦課額, 賦課一随時1調定額, 賦課一随時2賦課額, 賦課一随時2調定額, 賦課一随時3賦課額, 賦課一随時3調定額, 賦課一最新調定区, 賦課一特徴更正開始期, 賦課一特徴中止期, 賦課一特徴普徴区分, 賦課一特徴義務者コード, 賦課一年金コード, 賦課一置換更正開始期, 賦課一変更後月別旧被扶被保数, 賦課一変更後月別旧被扶単独月, 退職賦課一ロケーション番号, 退職賦課一証記号番号, 退職賦課一証記号番号1, 退職賦課一証記号番号枝番, 退職賦課一賦課年度, 退職賦課一履歴番号, 退職賦課一随1変更前賦課調定額, 退職賦課一随1変更前調定額, 退職賦課一随2変更前賦課調定額, 退職賦課一随2変更前調定額, 退職賦課一随3変更前賦課調定額, 退職賦課一随3変更前調定額, 退職賦課一随1変更後賦課調定額, 退職賦課一随1変更後調定額, 退職賦課一随2変更後賦課調定額, 退職賦課一随2変更後調定額, 退職賦課一随3変更後賦課調定額, 退職賦課一随3変更後調定額, 退職賦課一変更後賦課異動日, 退職賦課一変更後賦課事由, 退職賦課一変更後徴収賦課額, 退職賦課一変更後過年度賦課額, 退職賦課一変更後切捨端数額, 退職賦課一変更後軽減前均等割額, 退職賦課一変更後軽減前所得割額, 退職賦課一変更後軽減前資産割額, 退職賦課一変更後軽減前平等割額, 退職賦課一変更後軽減前算出額, 退職賦課一変更後軽減前見かけ限度超, 退職賦課一変更後軽減前賦課軽減割合, 退職賦課一変更後減額賦課実質軽減額, 退職賦課一変更後減額賦課見かけ軽減, 退職賦課一変更後月別賦課標準被保, 退職賦課一変更後月別市民税所得割, 退職賦課一変更後月別固定資産税額, 退職賦課一現年度分変更後保険料, 退職賦課一年間額変更後賦課調定額, 退職賦課一年間額変更後調定額, 退職賦課一運用区分, 退職賦課一緩和資格対象フラグ, 退職賦課一緩和所得対象フラグ, 退職賦課一緩和認定所得金額, 退職賦課一変更後軽減前実質限度超, 退職賦課一緩和増額分2分の1, 退職賦課一緩和後保険料, 退職賦課一緩和追加額, 退職賦課一緩和合計額, 退職賦課一変更後実質緩和額, 退職賦課一変更後見かけ緩和額, 退職賦課一随時1調定額, 退職賦課一随時2調定額, 退職賦課一随時3調定額, 変前一ロケーション番号, 変前一証記号番号, 変前一証記号番号1, 変前一証記号番号枝番, 変前一賦課年度, 変前一変更前賦課異動日, 変前一変更前賦課事由, 変前一変更前徴収賦課額, 変前一変更前過年度賦課額, 変前一変更前切捨端数額, 変前一変更前軽減前均等割額, 変前一変更前軽減前所得割額, 変前一変更前軽減前資産割額, 変前一変更前軽減前平等割額, 変前一変更前軽減前算出額, 変前一変更前軽減前見かけ限度超, 変前一変更前減額賦課軽減割合, 変前一変更前減額賦課実質軽減額, 変前一変更前減額賦課見かけ軽減, 変前一変更前月別賦課標準被保数, 変前一変更前月別市民税所得割額, 変前一変更前月別固定資産税額, 変前一年間額変更前賦課調定額, 変前一年間額変更前調定額, 変前一年間額定額更正有無, 変前一変更前月別旧国保被保数, 変前一変更前月別旧国保新規該当数, 変前一変更前月別平等割半額対象月, 変前一運用区分, 変前一変更前実質緩和額, 変前一変更前緩和増額分2分の1, 変前一最新調定区, 変前一変更前月別旧国延長被保数, 変前一変更前月別旧国延長新規該当, 変前一変更前月別平等割4半対象月, 退職変前一ロケーション番号, 退職変前一証記号番号, 退職変前一証記号番号1, 退職変前一証記号番号枝番, 退職変前一賦課年度, 退職変前一変更前賦課異動日, 退職変前一変更前賦課事由, 退職変前一変更前徴収賦課額, 退職変前一変更前過年度賦課額, 退職変前一変更前切捨端数額, 退職変前一変更前軽減前均等割額, 退職変前一変更前軽減前所得割額, 退職変前一変更前軽減前資産割額, 退職変前一変更前軽減前平等割額, 退職変前一変更前軽減前算出額, 退職変前一変更前軽減前見かけ限度超, 退職変前一変更前減額賦課軽減割合, 退職変前一変更前減額賦課実質軽減, 退職変前一変更前減額賦課見かけ軽減, 退職変前一年間額変更前賦課調定額, 退職変前一年間額変更前調定額, 退職変前一運用区分, 退職変前一変更前実質緩和額, 退職変前一変更前見かけ緩和額, 退職変前一変更前緩和増額分2分の1, 医被一ロケーション番号, 医被一証記号番号, 医被一証記号番号1, 医被一証記号番号枝番, 医被一賦課年度, 医被一連番, 医被一住民コード, 医被一資格区分, 医被一続柄, 医被一取得日, 医被一喪失日, 医被一生年月日, 医被一取得届出日, 医被一喪失届出日, 医被一旧国5開始日, 医被一旧国5終了日, 医被一賦課対象区分, 医被一月数, 医被一軽減前均等割額, 医被一軽減前所得割額, 医被一軽減前資産割額, 医被一支援軽減前均等割額, 医被一支援軽減前所得割額, 医被一市民税所得割, 医被一固定資産税, 医被一市民税均等割有無, 医被一所得稼得区分, 医被一みなし表示, 医被一給与区分, 医被一給与収入金額, 医被一給与所得金額, 医被一分離譲渡所得金額, 医被一特別控除額, 医被一年金所得, 医被一年金収

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

入、医被一市民税所得割額合計値、医被一配当控除後所得割額合計値、医被一配当控除後課税標準合計、医被一課税標準額合計値、医被一共有分固定税額、医被一軽減判定用基準所得、医被一税所得判明区分、医被一国税所得異動日、医被一運用区分、医被一計算用取得日、医被一計算用喪失日、医被一旧ただ基準総所得、医被一緩和用課税標準額、医被一増減医療、医被一増減市税、医被一増減固定、医被一被保番号、医被一旧被扶開始日、医被一旧被扶終了日、医被一失業区分、医被一失業該当日、医被一旧国延開始日、医被一旧国延終了日、医被一旧国終了日素、退職医被一ロケーション番号、退職医被一証記号番号、退職医被一証記号番号1、退職医被一証記号番号枝番、退職医被一賦課年度、退職医被一連番、退職医被一住民コード、退職医被一資格区分、退職医被一続柄、退職医被一取得日、退職医被一喪失日、退職医被一生年月日、退職医被一取得届出日、退職医被一喪失届出日、退職医被一旧国保開始日、退職医被一旧国保終了日、退職医被一賦課対象区分、退職医被一月数、退職医被一軽減前均等割額、退職医被一軽減前所得割額、退職医被一軽減前資産割額、退職医被一支援軽減前均等割額、退職医被一支援軽減前所得割額、退職医被一市民税所得割、退職医被一固定資産税、退職医被一市民税均等割有無、退職医被一所得稼得区分、退職医被一みなし表示、退職医被一給与区分、退職医被一給与収入金額、退職医被一給与所得金額、退職医被一分離譲渡所得金額、退職医被一特別控除額、退職医被一年金所得、退職医被一年金収入、退職医被一市民税所得割額合計値、退職医被一配当控除後所得割額合計、退職医被一配当控除後課税標準合計、退職医被一課税標準額合計値、退職医被一共有分固定税額、退職医被一軽減判定用基準所得、退職医被一税所得判明区分、退職医被一国税所得異動日、退職医被一運用区分、退職医被一計算用取得日、退職医被一計算用喪失日、退職医被一旧ただ基準総所得、退職医被一緩和用課税標準額、退職医被一被保番号、退職医被一マル退区分、退職医被一マル退続柄、退職医被一マル退被連番、介被一ロケーション番号、介被一証記号番号、介被一証記号番号1、介被一証記号番号枝番、介被一賦課年度、介被一連番、介被一住民コード、介被一介護被保番号、介被一介護被連番、介被一資格区分、介被一続柄、介被一介護取得日、介被一介護喪失日、介被一介護生年月日、介被一賦課対象区分、介被一介護月数、介被一介護軽減前均等割額、介被一介護軽減前所得割額、介被一配当控除後課税標準合計、介被一固定資産税、介被一運用区分、介被一計算用取得日、介被一計算用喪失日、介被一緩和用課税標準額、介被一増減介護、介被一失業区分、介被一失業該当日、退職介被一ロケーション番号、退職介被一証記号番号、退職介被一証記号番号1、退職介被一証記号番号枝番、退職介被一賦課年度、退職介被一連番、退職介被一住民コード、退職介被一介護被保番号、退職介被一介護被連番、退職介被一資格区分、退職介被一続柄、退職介被一介護取得日、退職介被一介護喪失日、退職介被一生年月日、退職介被一賦課対象区分、退職介被一介護月数、退職介被一介護軽減前均等割額、退職介被一介護軽減前所得割額、退職介被一配当控除後課税標準合計、退職介被一固定資産税、退職介被一運用区分、退職介被一計算用取得日、退職介被一計算用喪失日、退職介被一緩和用課税標準額、退職介被一マル退区分、退職介被一マル退続柄、退職介被一マル退被連番、随期一ロケーション番号、随期一証記号番号、随期一証記号番号1、随期一証記号番号枝番、随期一賦課年度、随期一レコード区分、随期一期別変更前調定事由、随期一期別変更前定額更正区分、随期一期別変更前賦課調定額、随期一期別変更前調定額、随期一期別収入額、随期一期別納期限、随期一期別変更前調定区、随期一期別変更有無表示、随期一期別変更後調定事由、随期一期別変更後定額更正区分、随期一期別変更後賦課調定額、随期一期別変更後調定額、随期一期別変更後過不足額、随期一期別変更後調定区、随期一運用区分、随期一不納欠損期フラグ、随期一期別変更前再発行回数、随期一期別変更後再発行回数、共有一ロケーション番号、共有一証記号番号、共有一証記号番号1、共有一証記号番号枝番、共有一賦課年度、共有一世帯構成員番号、共有一共有者コード、共有一代コード、共有一共有人数、共有一外の人数、共有一按分税額固定資産税、共有一名称1、共有一名称2、共有一納税義務者住所、共有一納税義務者方書、共有一賦課異動日、共有一課税区

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【税所得ファイル】**

課税年度、世帯構成員番号、作成事由、証記号番号、証記号番号1、証記号番号枝番、被保番号、税所得判明区分、税所得判明更正年月日、税所得更正回数、市民税所得割額、市民税均等割額、所得稼得区分、総所得金額等、給与区分、給与収入金額、給与所得金額、分離譲渡所得金額、分離譲渡特別控除額、みなし法人表示、適用条文、賦課異動日、一般分判明区分、一般分判明更正年月日、一般分更正回数、一般分固定税額、共有分判明区分、共有分判明更正年月日、共有分更正回数、共有分固定税額、電算処理日、総所得金額賦課、総所得金額軽減、年金所得、年金収入額、損失繰越控除、分離含む合計所得(算出値)、合計所得(非課税判定用)、控除額計(算出値)、課税標準額合計値、市民税所得割額合計値、配当控除後所得割額合計値、配当控除後課税標準額、タミー、営業等所得、農業所得、その他所得、不動産所得、雑一般所得、総合短期譲渡所得、総合長期譲渡所得、一時所得、土地等事業雑所得短期、土地等事業雑所得超短期、株式配当所得住民税、投信配当所得、国外配当、株式等譲渡所得、商品先物取引所得、山林所得、納付書旧ただ基準総所得金額、利子所得所得税、繰越純損失、繰越雑損失、繰越株損失、分離短期譲渡所得控除前、分離短期譲渡所得控除後、分離国等短期控除前、分離国等短期控除後、分離長期控除前、分離長期控除後、分離優良控除前、分離優良控除後、分離譲渡特定農地控除前、分離譲渡特定農地控除後、分離長期譲渡住居控除前、分離長期譲渡住居控除後、基礎控除、青色申告控除、税額控除、減免額、専従者給与、専従者控除、旧ただ総所得金額等、旧ただ課税標準額、軽減判定基準所得、低所得者1判定基準所得、固定資産税判明更正年月日、税所得入力優先区分、固定資産税入力優先区分、非自発的失業時旧ただ基準総所得、非自発的失業時旧ただ課税標準額、非自発的失業時軽減判定基準所得、非自発的失業時低所得者1判定基準所得、譲渡一時所得、税所得情報オンライン変更日、本人専従、旧ただ課税標準額経過措置前、株式等譲渡所得上場、分離配当所得、簡易申告外区分、繰越株損失上場、入力区コード、先物取引繰越損失、課税標準額合計値経過措置前、他所不名区分、管理課税年度、管理世帯構成員番号

**【市町村回付情報】**

賦課年度、世帯構成員番号、特徴義務者コード、年金コード、証記号番号、基礎年金番号、最新更新日、共済年金証書番号、生年月日、年金、特徴普徴区分一最新、特徴普徴区分一賦課時、特徴普徴切替事由、介護住所地特例、介護捕捉年月日、引継中止結果コード、引継特徴中止期、引継切替事由、引継中止各種区分、対象作成日、対象各種区分、対象年金額、依頼作成日、依頼各種区分、依頼結果作成日、依頼結果各種区分、依頼処理結果、追加候補作成日、追加候補各種区分、追加依頼作成日、追加依頼各種区分、追加依頼結果作成日、追加依頼結果各種区分、追加依頼処理結果、喪失等判明日、喪失等作成日、喪失等各種区分、喪失等結果作成日、喪失等結果各種区分、喪失等処理結果、特徴額合計、本徴収額、10月特徴額、10月結果発生日、10月結果作成日、10月結果各種区分、10月結果金額、12月特徴額、12月結果発生日、12月結果作成日、12月結果各種区分、12月結果金額、2月特徴額、2月結果発生日、2月結果作成日、2月結果各種区分、2月結果金額、年度一管理現年、仮徴収額、4月特徴額、4月結果発生日、4月結果作成日、4月結果各種区分、4月結果金額、6月特徴額、6月結果発生日、6月結果作成日、6月結果各種区分、6月結果金額、8月特徴額、8月仮変発生日、8月仮変前額、8月仮変結果作成日、8月仮変結果各種区分、8月仮変処理結果、8月結果発生日、8月結果作成日、8月結果各種区分、8月結果金額、介護10月特徴額、介護10月以外特徴額、JISデータ交換情報、特徴普徴切替前事由、介護通知内容コード、介護異動発生日、介護中止フラグ、切替前特徴普徴区分一最新、強制普徴調定済フラグ、強制普徴区分、強制普徴区分更新日、区コード、期コード、JISデータ情報、レコード区分JIS、府県コードJIS、市町村コードJIS、特徴義務者コードJIS、通知内容コードJIS、予備1JIS、特別徴収制度コードJIS、作成西暦年JIS、作成月JIS、作成日JIS、基礎年金番号JIS、年金コードJIS、予備2JIS、誕生西暦年JIS、誕生月JIS、誕生日JIS、性別JIS、氏名カナJIS、氏名SIJIS、氏名漢字JIS、氏名SOJIS、郵便番号JIS、住所カナJIS、住所SIJIS、住所漢字JIS、住所SOJIS、各種区分JIS、処理結果JIS、後期移管コードJIS、各種西暦年JIS、各種月JIS、各種日JIS、金額1JIS、金額2JIS、金額3JIS、予備3JIS、共済年金証書記号番号JIS

**【減額賦課ファイル】**

減額一証記号番号、減額一賦課年度、減額一減額コード、減額一認定区分、減額一減額認定所得、減額一減額人数、減額一賦課事由、減額一即時賦課処理日、減額一入力区

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【収納マスタ3種類】**

調定年度、税目コード、一連番号、レコード番号、消込最終収入年月日、出納整理現年度、現年度、滞納管理番号、共通管理更新年月日、収納管理調定年度、収納管理税目コード、収納管理一連番号、収納管理レコード番号、還付発生年度、還付通知書番号、口座振替管理、収納管理更新年月日、収納検索キー調定年度、収納検索キー税目コード、収納検索キー一連番号、国保証記号番号、収納検索キーレコード番号、最終履歴レコード番号、最終摘要レコード番号、賦課要件発生年度、現在区、住民コード、名寄用住民コード、名寄関連事由、税目個別情報、現年賦課要件発生年度、現年賦課地コード、現年料税区分、現年当初調定区、前年賦課要件発生年度、前年賦課地コード、前年料税区分、前年当初調定区、前々年賦課要件発生年度、前々年賦課地コード、前々年料税区分、前々年当初調定区、前々々年賦課要件発生年度、前々々年賦課地コード、前々々年料税区分、前々々年当初調定区、納通公示発行年月日、納通公示区、更新年月日、履歴登録表示、最終履歴生成順位、最新賦課調定額、最新調定額、最新調定事由、最新定額更正区分、最新調定年月日、最新処理年月日、最新生成順位、最新調定区、当初調定額、当初調定事由、当初調定年月日、当初処理年月日、当初生成順位、当初調定区、本税累積納付額、本税最新納付額、延滞累積納付額、延滞最新納付額、確定延滞金、督手累積納付額、督手最新納付額、納付回数、収納事由、送付票番号、金融機関コード、収入年月日、領収年月日、消込処理年月日、消込生成順位、納付調定区、過誤納額、過誤納差額、過誤納事由、過誤納整理番号、過誤納発生年月日、過誤納処理年月日、過誤納生成順位、過誤納調定区、本税過誤納整理額、本税過誤納整理差額、延滞過誤納整理額、延滞過誤納整理差額、督手過誤納整理額、督手過誤納整理差額、還付加算金、過誤納整理整理事由、過誤納整理整理番号、過誤納整理発生年月日、過誤納整理済年月日、過誤納整理処理年月日、過誤納整理生成順位、過誤納整理調定区、徴収方法予定、徴収方法実績、納期限、納期限区分、摘要レコード取得表示、滞納管理表示、督促状発行年月日、督促状指定年月日、督促調定区、A1発行年月日、A1指定年月日、A1調定区、摘要督促公示、摘要督促警告停止、摘要警告停止、摘要繰り上げ徴収、摘要徴収猶予、摘要差押え予備、摘要差押え、摘要差押え(交付要求)、摘要差押え参加、摘要処分停止、摘要不納欠損、摘要証券受領、摘要時効中断、摘要確定延滞金取消、換価猶予、公売、分納誓約、延滞金免除、分納誓約処理番号、延滞金免除処理番号、徴収猶予処理番号、換価猶予処理番号、確定延滞金取消区、再発行回数、滞納抽出表示、履歴検索キー調定年度、履歴検索キー税目コード、履歴検索キー一連番号、履歴検索キーレコード番号、履歴名寄用住民コード、履歴期区分、履歴履歴区分、履歴生成順位、履歴本税累積額、履歴本税差額、履歴延滞累積額、履歴延滞差額、履歴督手累積額、履歴督手差額、履歴加算累積額、履歴加算差額、履歴還付加算金、履歴異動事由、履歴整理番号、履歴金融機関コードコード、履歴変更年月日1、履歴変更年月日2、履歴処理年月日、履歴区、履歴更新年月日、摘要検索キー調定年度、摘要検索キー税目コード、摘要検索キー一連番号、摘要検索キーレコード、摘要登録件数、摘要名寄用住民コード、摘要期(月)、摘要種別、摘要事由、摘要年月日(1)、摘要年月日(2)、摘要事件番号、摘要処理区、摘要更新年月日

**【還付ファイル】**

過誤納税目、過誤納整理番号、期(月)、調定年度、税目、一連番号、住民コード、還付充当年月日、還付済年月日、起算日、本税、延滞、督手、還付加算金、還付加算金延滞分、還付事由、調定年度1、税目1、一連番号1、支払区分、口座番号、金融機関コード、口座種別、口座名義人、還付納付整理番号、清水市過年度分充当番号、還付納付先、現行区、料税区分、還付調定区、還付済処理区、還付加算金計、還付加算金延滞分計

**【滞納管理ファイル】**

名寄用住民コード、レコード番号、最終レコード番号、滞納登録件数、レコード内登録件数、差押え履歴表示、担当者判定表示、担当者コード、調定年度、税目コード、一連番号、期(月)

**【分納誓約ファイル】**

処理番号、分納誓約年月日、納付予定日、納付予定額、期別、処理日

**【延滞金免除ファイル】**

処理番号、許可年月日、該当条項、免除サイン、始期、終期、処理年月日

**【徴収換価猶予ファイル】**

処理番号、許可年月日、該当条項、担保有無、始期、月数、免除サイン、処理年月日、レコードID

**【納付委託ファイル】**

処理番号、金融機関コード銀行コード、金融機関コード支店コード、証券種類、証券番号、金額、支払期限、振出期限、振出人住所、振出人方書、振出人氏名、税目コード、調定年度、賦課年度、期別、処理年月日

**【交渉経過ファイル】**

納税義務者番号、連番、処理年月日、メッセージ本文、登録区・支所コード、登録課・係コード

**【充当照会ファイル】**

調定年度、一連番号、充当整理番号、枝番、充当サイン、調定年度一義務者、期別、一連番号一義務者、本税充当金額、延滞充当金額、督促充当金額、通知書出力サイン、処理日

**【国保口振管理ファイル】**

住民コード、証記号番号、証記号番号8、枝番号、受付番号、受付年月日、銀行コード、銀行支店コード、預金種別、口座番号、口座名義人、口振開始年月、納組コード、納付区分、口振終了年月、処理年月日、登録区分、口振処理年月日

**【収納代行マスタ】**

レコードキー情報、処理日、レコード連番、データ種別、収納年月日、収納時間、バーコード情報、データ識別子、収納代行業者企業コード、収納機関振分、調定年度、税目、通知書番号、期別、再発行区分、支払期限日、印紙フラグ、税額、C/D、収納店舗コード、支払予定日、経理処理日1、経理処理日2、小売業企業コード、受入フラグ、消込フラグ、受入エラー、処理なしフラグ

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**【給付DB】**

年度区分、証記号番号、高額該当区分、外来高額区分、他市高額該当区分、個人番号、診療月、処理年月、点数表、レセプト番号、履歴番号、費用額、療養費、助産費、助産費執行日、葬祭費、葬祭費執行日、削除区分、高額返戻区分、手処理、通知書番号、執行日、高額療養費、差引療養費、現物支給額、支給済額、一部負担額、控除額、課税・非課税、多数回、合算、清算区分、滞納区分、一般退職区分、貸付清算額、入力区分、金融機関コード、支店コード、科目、口座番号、口座名義、申請書受付日、申請書出力フラグ、発行場所、支給対象フラグ、食事減額認定、担当者コード、差止フラグ、資格喪失者数、前期分自己負担額、前期分高額療養費、前期世帯区分、前期分外来高額療養費、前期分入院高額療養費、申請書振分区分、前期食事減額認定、一般1%加算分額、前期1%加算分額、一般審査決定点数、一般公費負担額、一般薬剤負担額、既決定額、集計一般件数、集計一般枚数、集計前期区分、集計外来件数、集計外来枚数、集計外来高額療養費、集計世帯件数、集計世帯枚数、集計世帯高額療養費、集計按分件数、集計按分枚数、集計按分金額、充当額、高額該当区分、前期個人区分、文比べ加算有無、証番号、診療年月、開始日、診療日数、医療機関、診療科、点数表、入外コード、保険種別、療養費種別、処方箋交付医療機関、本人家族区分、在総診・在医総区分、多数該当区分、特別療養費区分、限度額適用認定証区分、決定点数、高額事由、費用額、一部負担額、保険者負担額、負担者負担額(連合会)、患者負担額(連合会)、高額療養費(連合会)、長期高額療養費(連合会)、他方優先公費負担額(連合会)、国保優先公費負担額(連合会)、減免猶予額(連合会)、指定公費負担者負担額、第一公費番号、第一公費受給者番号、第一公費分点数、第一公費一部負担金、第二公費番号、第二公費受給者番号、第二公費分点数、第二公費一部負担金、第三公費番号、第三公費受給者番号、第三公費分点数、第三公費一部負担金、第四公費番号、第四公費受給者番号、第四公費分点数、第四公費一部負担金、高額非該当区分、療養費決定日、課税、高額、不当、過誤、再審、振替、第三者、修正、貸付、修正フラグ、高額抽出区分、処理日(作成日)、長期高額、食事日数、食事金額、食事負担額、食事他法優先公費負担額、食事国保優先公費負担額、母子重心フラグ、前期世帯区分、レセプト前期世帯区分、前期高齢者現物給付額、自己負担額、給付割合、生活療養、70未満前期、指定公費対象外区分、限度額特例区分、限度額特例支払区分、重複エラー区分、連合会資格エラー、連合会給付エラー、再審査データ区分、再審査理由番号、再審査審査結果、過誤区分、公費1抽出区分、公費2抽出区分、公費3抽出区分、公費4抽出区分、資格照合表示、長期薬剤区分、外来負担計、外来高額療養費、外来自己負担額、入院窓口負担額、世帯限度額、現物給付、前期個人区分、文比べ加算額

**【前期世帯区分ファイル】**

証記号番号、前期世帯区分、一般有無区分、異動事由、更新日、前々年4月、前々年5月、Z区分、設定年、ロケーションキー

**【前期個人区分ファイル】**

証記号番号、世帯構成員番号、前期個人区分、異動事由、更新日、前々年4月、前々年5月、指定公費対象外区分、設定年、ロケーションキー

**【前期高齢者有資格者対象テーブル】**

証記号番号、賦課要件発生年度、基準日年、基準日月、町名コード、被保数、世帯主世帯構成員番号、世帯基準日年度、世帯基準日年月日、世帯異動事由コード、一般有無区分、前期世帯区分、世帯総所得金額等、世帯非自発的適用区分、所得基準用人数、旧ただし書き判定対象フラグ、旧ただし書き所得合計、被保番号、住民コード、生年月日(数字)、資格区分、資格取得年月日、資格取得事由コード、資格喪失年月日、資格喪失事由コード、税所得判明区分、所得稼得区分、個人市民税所得割額、個人市民税均等割額、個人総所得金額等、個人総所得金額等30/100、課税標準額合計値、所得判定区分、月別資格区分、月別前期資格区分、月別前期個人区分、月別非自発的適用区分、月別旧国保資格区分、枝番号、前期該当日、75歳誕生日、後期該当日、後期開始月、旧国保開始日、旧国保終了日、非自発的失業開始日、給付非自発的適用開始日、給付非自発的適用終了日、指定公費対象外区分、調整控除区分、調整控除後課税標準額

**【高額口座管理ファイル】**

金融機関コード、金融機関名カナ、支店コード、支店名カナ、科目、口座番号、口座名義人、証番号、診療年、診療月

**【療養費申請管理ファイル】**

証記号番号、キー診療年月日、世帯構成員番号、一般退職区分、被保生年月日、被保性別、被保続柄、被保死亡日、資格取得年月日、資格喪失年月日、診療年月日、申請年月日、被保氏名(カナ)、被保氏名(漢字)、療養費種類コード、療養費種類(漢字)、医療機関コード、医療機関(漢字)、医療機関住所、振込額、レセプト番号、支給決定日、乳幼児・前期高齢者区分、負担限度額判定区分、金融機関コード、支店コード、科目、口座番号、口座名義人、医療費、保険者負担額、人数、区分、支給額、申請受付フラグ、申請場所、診療区、振込額入力フラグ、入外区分、日数、点数表、指定公費、指定公費対象外区分

**【出産・葬祭申請管理ファイル】**

証記号番号、キー診療日、連番、世帯構成員番号、被保生年月日、被保性別、被保続柄、資格取得日、資格喪失日、診療日、申請日、被保氏名(カナ)、被保氏名(漢字)、療養費種類コード、療養費種類(漢字)、医療機関コード、医療機関(漢字)、医療機関住所、人数、分娩区分、直接支払区分、直接支払額、直接支払日、直接支払受付フラグ、直接支払非該当フラグ、受取代理区分、受取代理申請取下、受取代理額、受取代理受付フラグ、受取代理非該当フラグ、申請書再発行フラグ、通知発送日、振込額、充当・貸付区分、充当・貸付額、レセプト番号、支給決定日、金融機関コード、支店コード、科目、口座番号、口座名義人、申請受付フラグ、申請場所、診療区、直接支払・受取代理支給決定日

**【貸付けファイル】**

年度区分、証番号、診療年月、個人CD、医療機関コード、入外区分、貸付区分、貸付控除額、日付

**【オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供】**

被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)、券面記載の被保険者証記号、券面記載の被保険者証番号、券面記載の氏名(漢字)、券面記載の氏名(漢字)の読み仮名、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)、券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名、被保険者証裏面への性別記載の有無、DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無、自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険特定個人情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(1) 本人からの情報入手時における措置 ・住民からの特定個人情報の入手時は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者本人であることを確認している。  (2) 他業務等からの情報入手時における措置 ・他業務からの情報入手時は、宛名番号に基づき該当被保険者と合致するかを確認している。 ・他団体からの特定個人情報の入手時は、1件ごとに基本4情報が該当被保険者と合致するかを確認している。  (3) 税務・国保年金システム(国民健康保険システム)における情報検索時の措置 ・業務マニュアルの整備や職員に対する研修を実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。  (4) 国保連合会からの入手時における措置 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。  * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。
--------------------------	--

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(1) 本人からの情報入手時における措置 ・国民健康保険事務の遂行に必要な情報以外は入力できないようシステムの担保されている。 ・本人等が記載する届出・申請は、法令等に定める記載項目の情報以外は入手できないようにしている。  (2) 他業務からの情報入手時における措置 ・他業務からの特定個人情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。  (3) 税務・国保年金システム(国民健康保険システム)における情報検索時の措置 ・業務マニュアルの整備や職員に対する研修を実施し、必要な情報以外を入手することを防止する。  (4) 国保連合会からの入手時における措置 ・国保総合PCにおける措置 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。
-----------------------------	--

その他の措置の内容	—
-----------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(1) 国保連合会以外からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を記載する届出書、申請書は法令等において規定されており、被保険者が個人番号の記載が必要な書類を確認することができる。</li> <li>・国民健康保険システムには、国民健康保険事業の事務に関係のない情報を取り込まない。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけるとともに、ログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</li> </ul> </p> <p>(2) 国保連合会からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期及びデータ定義等によって、静岡市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</p>	
<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>(1) 国保連合会以外からの入手時における措置  番号利用法第16条、番号法施行令第12条第1項・2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人又は代理人の運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、旅券、身体障害者手帳等により本人確認の措置を行う。</p> <p>(2) 国保連合会からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、静岡市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は静岡市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</li> <li>・さらに、国保連合会においても静岡市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>(1) 国保連合会以外からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード等の提示を受け、真正性確認の措置を行う。</li> <li>・個人番号カード等の提示ができない場合は、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに国民健康保険システム又は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、記載された個人番号の真正性を確認する。</li> </ul> </p> <p>(2) 国保連合会からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>(1) 国保連合会以外からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した特定個人情報については、窓口等での聞き取りや添付書類との照合を通じて正確性を確保する。</li> <li>・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、正確性を確保するために、作業を行なった者以外の者が確認する等、必ずダブルチェックを実施する。</li> <li>・住民記録システムと、リアルタイムで連携し、異動等の情報の正確性を確保する。</li> </ul> </p> <p>(2) 国保連合会からの入手時における措置  <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連合会から配信される被保険者情報については、静岡市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は静岡市および他市の双方に配信され、静岡市および他市の職員が確認している。</li> <li>・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、静岡市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を静岡市の職員が確認している。</li> </ul> </li> </ul> </p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>



リスク4： 入手の際に特定個人情報<sup>※</sup>が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(1) 国保連合会以外からの入手時における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出書等は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、使用後に鍵付の書庫に保管する。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする際はログインIDとパスワードにより制限をかけるとともに、ログインIDから、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かるよう記録を残す。</li> </ul> <p>(2) 国保連合会からの入手時における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合PCにおける措置           <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。</li> <li>・静岡市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</li> <li>・静岡市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。</li> <li>・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。</li> </ul> </li> </ul>
---------------------	--

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている            2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	--	--

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

静岡県情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	(1) 宛名システム等へは、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。 (2) 個人番号利用事務等実施者以外の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制限を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(1) 国民健康保険システムから他システムへの情報連携は、必要となる情報のみに制限する。 (2) 国民健康保険システムには、国民健康保険事業の事務に関係のない情報を取り込まない。
その他の措置の内容	1 国保総合PCにおける措置の内容 (1) 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。  *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 国民健康保険システムにおける措置の内容 (1) 国民健康保険システムは、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しており、権限のない機能は利用できない。 (2) パスワードは個人ごとに割り当て、同一のパスワードを複数人で使用することはない。  2 国保総合PCにおける措置の内容 (1) 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 (2) なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 (3) 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 (4) ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 (5) パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) 共有のパスワードは発行せずに、個人ごとに発行している。 (2) アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者が当該ユーザID及びパスワードを削除する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	(1) 管理者は権限表を作成し、一括管理を行っている。 (2) 管理者は定期的に権限表を再確認し、職員の異動・退職により業務上アクセスが不要になったものについては速やかに変更・削除を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	いつ、誰が、どのような情報にアクセスしたかについて、システム操作履歴を作成し、一定の期間保存する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 システムの操作履歴を記録する。</li> <li>2 職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>3 委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。</li> <li>4 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。</li> <li>2 バックアップ以外にファイルの複製を行わないよう、職員、委託先等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。</li> <li>2 静岡県情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力の有無を確認する。 2 委託事業者に対し、委託業務の実施及び個人情報保護管理状況について随時検査を行い、報告を求める。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	1 委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。 2 システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。 3 システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 4 システムの操作履歴を記録し、不正な使用がないことを確認する。 5 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	1 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 2 委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。 3 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 国保連合会から国保中央会への再委託を除き、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他静岡市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。 2 委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力の有無を確認する。 3 委託事業者に対し、委託業務の実施及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告を求める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 委託業務については、契約書にて委託業務を実施する場所を限定し、許可のない外部への持ち出しを禁止している。 2 委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、報告を求める。	

<p>特定個人情報の消去ルール</p> <p>ルール内容及び ルール遵守の確認方法</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>1 委託事業者は、個人情報が記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すものとする。 2 委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 3 クラウド移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事項の遵守及び「特定個人情報等の取扱いに関する仕様書」に定める事項の遵守を明記している。</p> <p>1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施に当たり、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 個人情報の漏えい等の禁止 乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。</p> <p>3 利用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。</p> <p>4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。</p> <p>6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>7 資料等の返還 乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。</p> <p>8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。</p> <p>9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p>	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>

	<p>具体的な方法</p>	<p>1 再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の基本原則</li> <li>・個人情報の漏えい等の禁止</li> <li>・利用者への周知</li> <li>・適正な管理</li> <li>・利用及び提供の制限</li> <li>・複写及び複製の禁止</li> <li>・資料等の返還</li> <li>・再委託等における個人情報の取り扱い</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul> <p>2 許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。</p> <p>3 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>4 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>5 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul> <p>6 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p> <p>7 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		

< 静岡市における措置 >

- ・静岡市情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。

< 国保連合会における措置 >

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システム設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

< 取りまとめ機関における措置 >

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	1 特定個人情報にアクセスした場合、操作履歴を情報として残している。 2 特定個人情報を提供又は移転した場合、アクセス情報の記録を残して管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 情報の提供については、番号利用法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2 情報の移転については、予め当該特定個人情報の保有課のデータ保護管理者(主管の長)にデータの使用許可を受けることとする。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 情報の提供については、番号利用法関連法令(別表2)定められた情報とする。 また、番号利用法等関係法令で定められた事務に該当するか確認の上、情報提供する。 2 情報の移転については、当該特定個人情報の使用許可を受けた所管業務及び事項について、庁内の閉じたネットワーク上にある共通基盤システム上でやりとりするものとする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	適正な情報を提供・移転するため、国民健康保険システムにおける論理チェック及び原票照合の二重チェック等の実施を徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
静岡市情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号利用法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p>2 中間サーバーの運用における措置  中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、安全性を確保している。  (2)中間サーバーと団体について、VPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている	

**リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応などであり、業務上特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]                    &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                    2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

**リスク5: 不正な提供が行われるリスク**

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>1 静岡市における措置 共通基盤システムにおいて、情報の提供について、端末・システム・データが特定できるよう記録している。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応を求められる情報には自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[                    十分である                    ]                    &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                    2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 静岡市における措置  (1)提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。  (2)静岡市情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で情報提供を行う仕組みになっている。  (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。  (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置  (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワークなど)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。  (2)中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  (3)中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないように管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 静岡市における措置  中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する。</p> <p>2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置  (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。  (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示などにより情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。  (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。  (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 1 静岡市における措置

(1) 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、国民健康保険システムへはアクセスできない。

(2) 静岡市情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。

### 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

(1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

(3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>1 静岡市における措置          特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的対策を行っている。</p> <p>&lt;サーバー室について&gt;          ・建物入口からサーバ室までの間において、常駐警備による入退室管理を24時間365日実施し、加えて高精度カメラによる監視を行う。          ・サーバー室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。          ・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管する。          ・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置する。          ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。          ・新耐震基準に基づいて設計、施工された建物内にサーバ室を設置する。          ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にサーバ室を設置する。          ・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消化設備を有した建物内にサーバ室を設置する。</p> <p>&lt;区役所など執務室について&gt;          ・入退室については、当該所属内利用管理者である課長・所長の許可を受けた者に特定される。          ・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理している。</p> <p>&lt;その他の対策&gt;          ・サーバー、端末機器、記録媒体などの廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。          ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。          ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなどの周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。          ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破砕・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。          ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。</p> <p>&lt;電磁的記録媒体の保管について&gt;          ・施錠可能な保管場所に格納する。</p> <p>&lt;紙媒体の保管・廃棄方法&gt;          ・申請書及び届出書等の紙媒体については、利用時以外は施錠された書庫・キャビネットで保管し、廃棄する際は溶解処理を行う。</p> <p>2 遠隔地保管          ・日々の業務終了後に、磁気ディスクデータベースを退避し、週次で(年52回)データを遠隔地保管している。          ・データの保管は、東海地震等広域災害が発生しても記録データの安全が確保できる立地条件、耐震耐火等備えた保管庫設備で保管している。</p> <p>3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置          中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域として、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>1 静岡市における措置          特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の技術的対策を行っている。</p> <p>(1)不正プログラム対策          ・ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。          ・端末において許可しないアプリケーションの実行を制限する。</p> <p>(2)不正アクセス対策          ・インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する。          ・データに対する不正アクセスを防止するため、サーバ上のデータ保管フォルダに対してアクセス制限及び暗号化を行う。</p> <p>2 中間サーバ・プラットフォームにおける措置          (1)中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)などを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行う。          (2)中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。          (3)導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>3 国保総合PCにおける措置          ・国民健康保険システムと国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。          ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。          ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。          ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。          ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。</p>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理を行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 個人番号を含めた宛名情報について  (1)住民記録システムと異動データを連携(随時)することにより最新化する。  (2)住民記録システムとの整合処置を定期的実施する。</p> <p>2 国保総合(国保集約)システムの保管・消去  &lt;国保総合PCにおける措置&gt;  国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。  国保総合PCに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスクはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;  1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>1 国民健康保険システムにおける手順  ・保存期間を過ぎデータベースに格納された特定個人情報は、国民健康保険システムの処理において消去する。  ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去・破壊等(専用ソフトによるフォーマットや物理的破砕などを行うことにより、内容を書き出すことができないようにする。)を行う。  ・紙帳票については、受け渡し、保管及び廃棄(裁断、溶解等)の運用が適切になされていることを適時確認する。  ・特定個人情報の廃棄は、要領・手順書等に基づき行うとともに、その記録を残す。</p> <p>2 国保総合(国保集約)システムの保管・消去  &lt;国保総合PCにおける措置&gt;  ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとする。  国保総合PCに登録した情報については資格情報を日次で更新するため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

## 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### < 静岡市における措置 >

- ・静岡市情報セキュリティポリシーに則り、業務を実施することで、不正なアクセス、情報の漏えい、改ざん等を防止する。

### < 国保連合会における措置 >

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システム設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のもので使用の制限等の必要な措置を講ずる。  
また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

### < 取りまとめ機関における措置 >

- ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。



## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	1 静岡市における措置 年に1回この評価書の記載内容通りの運用が行われていることを確認する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	1 静岡市における措置 以下の観点により、定期的に内部監査を実施する。 (1) 評価書記載事項と運用実態のチェック (2) 個人情報保護に関する規定、体制整備 (3) 個人情報保護に関する技術的安全管理措置 (4) 職員の安全管理措置の周知・教育 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	「静岡市情報セキュリティポリシー」に基づき実施 1 静岡市における措置 年1回以上、個人情報保護に関する研修を実施する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。
3. その他のリスク対策	

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<国保連合会における措置>

- ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・国保総合(国保集約)システム設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。  
また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<p>葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 電話 054-221-1488 FAX 054-221-1104</p> <p>駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話 054-287-8697 FAX 054-287-8709</p> <p>清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054-354-2170 FAX 054-351-4470</p>
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	<p>[ 無料 ] &lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: )</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	国民健康保険システム
公表場所	当市のWebサイト( <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp">https://www.city.shizuoka.lg.jp</a> )
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<p>保険年金管理課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1005</p> <p>葵区役所保険年金課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1070</p> <p>駿河区役所保険年金課 静岡市駿河区南八幡町10番40号 電話054-287-8621</p> <p>清水区役所保険年金課 静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2141</p>
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年1月19日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	静岡市市民参画の推進に関する条例に基づき、意見公募手続きを実施する。実施に際しては、市ホームページ上意見募集する旨を掲載し、市ホームページ、担当課及び各区役所市政情報コーナーにおいて全文を閲覧できるものとする。 意見の提出は、所定の様式により下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子申請及び担当課への持参により受け付ける。
②実施日・期間	令和5年11月27日から令和5年12月27日まで(31日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	静岡市情報公開・個人情報保護審議会による第三者点検を実施
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 1 特定個人情報の提供ができる根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第2	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 2 特定個人情報の照会ができる根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示【情報提供ネットワークシステム】	番号法第19条第7号による。	番号法第19条第8号による。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に定める各事務	番号法第19条第8号別表第2に定める各事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和3年9月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託の有無※」	6件	7件	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項7」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項7」「①委託内容」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項7」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項7」「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「対象となる本人の数」	記載なし	10万人以上100万人未満	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」  「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」  「委託事項7」  「②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」  「対象となる本人の範囲※」</p>	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> <li>* 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</li> </ul>	事前	
	<p>「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」  「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」  「委託事項7」  「2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」  「その妥当性」</p>	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。</li> <li>・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。</li> <li>・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。</li> <li>・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。</li> <li>・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項7」 「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「③委託先における取扱者数」	記載なし	10人以上50人未満	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項7」 「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	記載なし	専用線	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項7」 「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「⑤委託先名の確認方法」	記載なし	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項7」 「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「⑥委託先名」	記載なし	国保連合会 (国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	
	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「委託事項7」 「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」 「再委託」 「⑦再委託の有無※」	記載なし	再委託する	事前	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項7」「2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑧再委託の許諾方法」</p>	記載なし	<p>委託先の国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱い特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</li> </ul>		
	上記の続き		<p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「委託事項7」「2取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」「再委託」「⑨再委託事項」</p>	記載なし	<p>国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て</p>	事前	
	<p>「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」「具体的な方法」</p>	クラウドに関する記載なし	<p>5 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。  ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること。  ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること。  ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。  ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。  6 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	上記の続き		<p>7 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている</li> <li>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。</li> <li>・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</li> </ul>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」  「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」「具体的な制限方法」</p>	<p>クラウド移行作業に関する記載なし</p>	<p>5 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置  ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。  ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	
	<p>「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」  「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」「具体的な方法」</p>	<p>クラウド移行作業に関する記載なし</p>	<p>3 国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置  ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。  ・移行作業にあたって、作業者以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。  ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。  ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。  ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しがおこなわれていないが監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>	<p>事前</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)」 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」 「特定個人情報の消去ルール」 「ルール内容及びルール遵守の確認方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	3 クラウド移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	
	「Ⅴ開示請求、問合せ」 「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 「④個人情報ファイル簿の公表」		行っている	事前	
	「Ⅴ開示請求、問合せ」 「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 「④個人情報ファイル簿の公表」 「個人情報ファイル名」		国民健康保険システム	事前	
	「Ⅴ開示請求、問合せ」 「1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」 「④個人情報ファイル簿の公表」 「公表場所」		当市のWebサイト ( <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp">https://www.city.shizuoka.lg.jp</a> )	事前	